

平成 2 9 年

建設委員会会議録

と き 平成 2 9 年 1 1 月 6 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会建設委員会

日 時 平成29年11月6日（月） 午後1時00分～午後4時16分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 いながわ 貴之 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 新妻 さえ子 君 委員 安藤 たい作 君
委員 筒井 ようすけ 君 委員 西本 貴子 君

出席説明員 藤田 都市環境部長 中村 都市計画課長
長尾 住宅課長 高梨 木密整備推進課長
稲田 都市開発課長 東野 まちづくり立体化担当課長
鈴木 建築課長 小林 環境課長
工藤 品川区清掃事務所長 松代 防災まちづくり部長
曾田 災害対策担当部長 今井 土木管理課長
兼 危機管理担当部長
桑波 交通安全担当課長 多並 道路課長
兼 用地担当課長
溝口 公園課長 持田 河川下水道課長
古巻 防災課長

○午後1時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「報告事項」「所管事務調査」および「その他」を予定しております。

また、委員会終了後には、先日実施いたしました行政視察の報告会も予定しておりますので、効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) 大崎駅西口F南地区（大崎三丁目地区）再開発計画に関する都市計画案について

○たけうち委員長

まず、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)大崎駅西口F南地区（大崎三丁目地区）再開発計画に関する都市計画案についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○稲田都市開発課長

それでは、私から大崎駅西口F南地区（大崎三丁目地区）再開発計画に関する都市計画案についてご報告いたします。

本件、9月の本建設委員会におきまして、内容等ご報告したところでございますが、今回都市計画審議会に本件をお諮りしていくということになりましたので、本日もご報告するものでございます。

それではお手元の資料、まずA4縦の資料をご覧ください。

1、これまでの経緯ですが、記載のとおりでございますけれども、その下から2段目、平成29年10月10日に都市計画案の説明会を区民・利害関係者等を対象に実施し、同日の平成29年10月10日から24日まで、都市計画案の公告・縦覧を東京都と区において実施してきたところでございます。

2の都市計画案の説明会の開催結果でございますが、東京都と区の主催で区民・利害関係人等を対象に、大崎ゲートシティの南部労政会館において行ってまいりました。申し訳ございません、資料に時間と書いてありますが、抜けておりまして、午後7時より実施したものでございます。出席者数は77名、主な意見としまして、風や日陰の影響について、また、建物の高さについて、事業の早期実現についてなどが出されました。風につきましては、風洞実験やシミュレーション解析等を行い、住宅地、低中層市街地相当の範囲を保っていること、また、建設後において風を実測しながら検証を図ること、また、日陰については基準内でございます、冬至における影響の状況、あわせて建物周辺にスペースをつくるなど等のご説明をしたところでございます。また、高さにおきましても、副都心である大崎駅の西口に位置する当地区の位置づけなどから、都心居住の導入等、高度利用を実現するため必要な高さであること等をご説明したところでございます。また、当地区は老朽建物が多く存在し、空き家も増えてきて防災面など多くの不安があるので、少しでも早くこの計画を進めてほしいとのご意見もございました。

また、従来におきましての意見書でございますが、区宛てに241通提出されました。再開発を進めてほしい等の賛成意見は61通、建物の規模や圧迫感等の影響による等の反対等が180通提出された

というところでございます。

次に、2の最後の行の丸の都市計画案の概要でございますが、これは別紙と書いてありますけれども、別紙A3資料の概要のとおりでございます。別紙A3をご覧くださいまして、説明会においてこれらを説明し、今後都市計画審議会にお諮りする内容のものでございます。

それでは、このA3資料で概要をご説明いたします。

まず、左側の表の枠の上のタイトル、黒四角、大崎駅西口地区地区計画の変更についてでございます。これは東京都の都市計画決定となるものでございます。表の上側の欄、今回は既設の地区計画を拡大し、F南・F北地区におきましては、再開発等促進区を定めていくものでございますが、その主要な公共施設の配置および規模として、歩道状空地14号等を定めていきます。また、その下、地区整備計画の中では、地区施設の配置および規模の欄におきまして、歩行者通路9号として、既存のE東地区と今回のF南地区を結ぶ幅3メートルのデッキを接続することを定めるなど、緑地、広場状空地、歩行者通路、緑道等を定めていくものでございます。

次に、その下の欄で、建築物等に関する事項におきましては、中ほどの欄、建築物の容積率の最高限度はE西地区300%（10分の30）と書いてあります。F南地区650%（10分の65）、また下から2段目、建築物等の高さの最高限度をE西地区が30メートル、F南地区が149メートルとするなど、建築物等に対する制限等を記載のとおりまとめたものでございます。

次にA3資料の右側の表の枠の上のタイトルをご覧くださいと思います。

黒四角、大崎駅西口F南地区第一種市街地再開発事業の決定でございます。これは品川区の都市計画決定となるものでございます。施行区域面積は約0.6ヘクタール、公共施設の配置および規模は地区幹線道路、区画道路としての区道を位置づけ、一部改良、用地整備等を行うものでございます。

次に建築物等の整備におきまして、建築敷地面積約5,100平方メートル、建築面積約3,100平方メートル、主要用途としまして、住宅、事務所、店舗等でございます。また、住宅建設の目標としまして、約500戸の住宅を現在計画しているというところでございます。

最後に資料の右側の下の段、黒四角、高度地区の変更、防火および準防火地域の変更でございます。F南地区、E西地区におきましては、都市計画の実現を図るため、第3種高度地区を外し、防火地域にします。また、F北地区は防火地域に指定していくものでございます。

以上のような内容で、すみません、1枚目のA4資料にお戻りいただきまして、3番でございます。都市計画審議会等、今後の予定でございます。平成29年11月14日に品川区都市計画審議会、それから平成29年12月に東京都都市計画審議会にお諮りしまして、その後、記載のとおり決定・告示等を行っていく予定でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、今後の予定というところではありますが、少しおさらいさせてください。都市計画審議会が予定ということではありますが、これにおける決定と、その都市計画決定というものは来年の1月になっていきますが、その関係です。それとあと都議会でも条例の議決などがあると思うのですが、それぞれどのような関係と手順になるのか、改めてもう少しご説明いただきたいということが1つです。

それと10月10日の説明会ですけれども、簡単な当日の説明がありました。やはりこの計画を審

査する、報告を受けて質疑するにあたって、建設委員のメンバーも当日の様子を少し把握する必要があるのではないかと思います。私は出たのですけれども、当日。どのような意見が出て、どのような雰囲気だったのか。また冒頭に署名の提出があったのですけれども、その処理はようになったのか。それと、ここが大事な点だと思うのですけれども、区としては説明会を開いた結果、その地域住民から計画の理解を得たと考えているのかどうか、ご認識を伺いたしたいと思います。

○稲田都市開発課長

まず今後の進め方におきまして、1月に都市計画決定・告示、3月には残りというところがございます。市街地再開発事業以外のものと、それから市街地再開発事業、これをA3の横に書いております、右上のものが市街地再開発事業です。それ以外のものが1月に決定していくものというところがございますが、その前に条例等の変更をやっていくというものでございまして、これもご審議させていただきたいと思っております。

それから、すみません、その10月10日の説明会の状況でございます。77名の方がお集まりいただきまして、意見を活発に出していただきました。8時半に終了予定で考えておったのですけれども、意見活発に出まして9時過ぎぐらいいまでかかったというところがございます。そういうところにおきまして、その雰囲気でございますが、風や建物の大きさ、高さなどですね。それから日陰等々の、こちらでもお話しさせていただきましたけれども、ご報告させていただきましたが、そういう意見が皆様方から多く寄せられたということが現状でございます。また、そういう一方で、先ほども言いましたけれども、老朽化が進んでいる建物があって空き家もあるのだと。長い間計画をやってきたというところがございます。早くこの計画を進めてほしいという意見もございました。そのようなところで、活発な意見が出たというところがございます。

それから署名も冒頭に提出されたところがございます。この署名におきましては、区のほうで預かっておるというところがございます。この署名の取扱いについて、署名を出された方おきましても意見書の中に、意見書の中の人として出しているというところがございます。そういうことで意見書の中の人数、意見書の中の何通ということがございましたけれども、その中に含まれているというところがございます。

それから区としまして、この計画の内容でございます。基本的に区におきましては、出された地域への影響などについてご意見をいただいたところがございますけれども、本計画は品川区のマスタープラン、また都の副都心整備計画等に基づきながら、それに沿って計画をしてきているというところがございます。その中で大崎駅西口地区の地域貢献、公共貢献に資するもの等もございまして、計画案を変更して対応するというところではございません。地域への影響などについては、もう一定の配慮がなされているというふうに判断しておりまして、都市計画案は変更するということは考えておりません。

○安藤委員

まず今後の予定のところですが、ちょっと今のご説明ですと、ごめんなさい、これおさらいということなのですが、都市計画決定をする前に建設委員会に条例をかけるということですか。その前に都市計画審議会で区長が諮問をして、その都市計画審議会で何らかの決定をして、それがどういうふうに都市計画決定や区議会の審議にかかわるのかというようなところも、もう少し整理させてください。今の理解でよろしいのでしょうか。

それと10日のことなのですが、そうなのです。9時過ぎまで活発に意見が出まして、非常に地域の方も徹底しているのですけれども、進めたいという人と、かなり地権者の方中心ですが、これは余り

にも高過ぎて大変だという住民の方と、非常に意見の違いというものが浮き彫りになったなと思っていて、最初冒頭に署名と言いましたが、652人の署名だったのです。当日、何か渡すときに言っていました。それぐらいの、計画をボリュームを下げしてほしい、低くしてほしいという署名だったのですけれども、652人の署名が出たのですが、先ほどの話だと意見書として処理したというのは241通ですよ。これは数的に合わないのですけれども、それはどのように考えたらいいかお伺いしたいということ、それと意見書が241通で賛成61件、反対180ということで、圧倒的に反対のほうが多いということで、これで先ほど理解を得られたと考えているのですかと聞いたのですが、配慮はされていると言っていると言っていましたけれども、理解を得たということかどうかというのは全然答弁がなかったのです。これ明らかに理解されていないということですよ。このまま都市計画審議会を開くというのは、私は少し無謀だと思うのです。やはりこれだけの地域で賛否が分かれているわけですから、これを3倍の方が反対の意見書を出しているのに、このまま11月14日に都市計画審議会を開くというのは、これは私は、区としてはどうなのかなと。開かない、このタイミングで開くというのは、私は開くべきではないと思うのですけれども、ぜひこれは一旦白紙に戻していただいて、もっと地域の間で話し合いを積み重ねてほしいのです。それについてはいかがでしょうか。とりあえず、はい。

○稲田都市開発課長

すみません。まず条例の改正でございますが、これは1定にかけていく予定でございます。都市計画の決定とはまた別物で、建築に伴う条例改正というところで、地区計画条例を改正していくというところでございます。

それから署名と意見書の関係でございます。ちょっと今確認はしているところでございますが、署名、意見書の中にその代表の方が提出されておまして、そこで六百数十名の署名も出したというところをやっていたというところでございます。ですからそういうところでございまして、都市計画審議会にもそのような内容は報告していくというところでございます。

それから、この理解されていないというところでございます。先ほども申しましたが、意見書におきましては高さ、圧迫感、あと規模ですね。容積率等。それから日影、日照、それから風関係、それから防災性、避難所等々が出てきているところでございます。これらにつきましては、先ほどもお話し申し上げましたが、計画を立てる中である一定の基準内には入っておりますし、またそれを配慮するために、例えば圧迫感、高さ等、なるべく中心に持っていきながら周辺に空地を設けるなど、そういう配慮もしてきております。基本的にこれをもってこの計画が成り立ちませんというものではございませんので、今後、この辺の皆様のお抱く疑問や不安におきましては、引き続き解消するように皆様に丁寧なご説明をしながら、ご理解をいただくようにしてまいりたいと思っております。

すみません。今ちょっと意見書についての話が来ましたところで、意見書としては署名は取り扱っていないというところでございます。ただ、現在都のほうで、この取扱いについては検討中というところでございます。この間の24日に終わったばかりでございまして、今その辺の整理をしているというところでございます。

○安藤委員

つまり、意見書に含まれているというのは間違いだったということなのですね。でも、意見書の241通以外に、そうした当日にもかなりの数、高さを下げてくださいと。それはなぜ高さを下げてくださいのかというのは、高いとやはり、基準内、基準内と言いますがけれども、例えば日照でいうと、これまで既に大崎駅の周辺にはたくさん超高層が建っているという中で、この日照の基準というのは単独の

建物に対しての日照しか見ていないので、ただでさえ、これまでの計画で、Think Parkなどを含めて、住民の実際の日照というのはもう奪われているのです、かなり。残った貴重な日照が今回の建物で奪われるというような、複合の被害があるのです。その辺というものを全く考慮していないから、実際にこの高い建物が計画どおり建ってしまったら、本当に地域の日照が奪われるという点で、やはり基準と言いますが、実際には実態との乖離があって、実際に被害を受ける方々の被害というものを反映していないという問題があるのです。その辺というのは、例えば日照だったらそういう齟齬があるのですけれども、それでも基準の範囲内だ、これは理解をしていただくということなのではないでしょうか。そこは、日照の点では1点お伺いをしたい。

それと当日の参加者から繰り返し出されていましたが、この高さが高いことで、例えば今言ったように日照、そして風害、そして圧迫感、さらに近隣のJR大崎駅利用者の混雑問題、あと山手通りに入る地区周辺道路の渋滞、そして災害時の避難所の集中や混雑、そういうことが具体的に影響が出るわけです。それで、そういうこれだけの犠牲を近隣住民に強いるにもかかわらず、それならばやはり計画の規模を見直す必要があるでしょう。再開発をやめろとは言っていないのです。住民の方々は、私はやめてもいいと思うのですけれども。ただ近隣住民の方は、この再開発自体が全部とんでもないと言っているわけではなくて、こういう具体的な被害、犠牲を出さないような規模にしてくださいと。だから、低くしてください。なぜ149メートル、39階建てにならないといけないのですかと、そういう観点で何度も何度も質問を出されていました。でも、私が聞いていた限りでは、こういう質問に対して最後まで明確な答えがなかったのです。そういう意味で、この住民への説明というものを説明会で行ったわけですが、説明会という点でも不十分だったと私は言わざるを得ないと思うのです。本日はたくさんの方のいろいろな立場の傍聴者もいらしていますが、当日答えがなかった、なぜ149メートルにしなくてはいけないのですかという質問に対して、ここでびしっと明確にお答えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

まず、日陰でございます。これは冬至のときに日陰が一番伸びますので、それに対する条例基準に基づきまして、算出しておるものでございます。5メートル道、10メートル道で4時間、2.5時間、日陰をそれ以上当てないことということで、これは遵守して、その範囲でやってきているということでございます。ただ、そういう中におきましても、なるべく周辺に影響を与えるような棟型というのですか、要するにビル等にしまして、なるだけ中心に持ってきて日陰の影響等を、また圧迫感もありますけれども、そういうものを与えないような形で考慮してきているということでございます。

また次に、風環境や避難所等々の話でございますが、風環境におきましても、風洞実験、シミュレーション等を行いながら、対策等も防風樹林、防風植栽ですか、そういうところも考えながらやってきており、その住宅地等々の今の範囲で抑えているということでございます。その辺も説明もしてきてるところでございます。また、避難所におきましても、芳水小学校がございしますが、これは建物の、今回つくるビルにおきましては、ビル内での免震構造、ビルが免震構造でございますし、各ビル内での防災倉庫もあります。そういう中で、災害が起こったときにはその周辺には影響を与えないような形で、ビル内で考えているということでございます。

そういう中におきまして、また混雑です。JR大崎駅での混雑、また交通への影響というところでございますが、まず交通への影響等は、周辺の再開発等を全部足し合わせた交通量等を計算しているところでございます。そういう中で幹線道路等を通っていきながら、交通混雑はないというふうに私どもは

推定しているところでございます。また、駅のほうの混雑におきましても、当該地区住居等できるところでございますが、大崎全体の問題として、今JR東日本のほうにも混雑の話、こういう状況であるというところの話をしております。さまざまな協議をしながら、ホームドア等も今設置を準備しているというような状況でございまして、今後ともこの大崎駅の混雑緩和については問題解決を図るために、今後JRとも協議をしていきたいというふうなところでございます。

それから、なぜこの規模の建物なのかというところでございます。これは大崎副都心という、この大きな中で、大崎駅の西口に当たるこの駅前のところの地区でございまして、ここにおきましては、都心居住を図るところでなっております。そういう中において、住宅をこの西口に持ってきながら、副都心としてのまちづくり、これを実現させていくためのものでもございまして、それに係る大きさのものでございます。というところで、このような規模の建物ということでございます。

○安藤委員

日陰のところは条例基準に基づいてということですが、伺いたいのは、その基づいている条例基準というのが、実際に住民の方が受ける複合日陰というものを反映していないのではないですかということなのです。伺いたいのは、区としてこの単独だけのビルの空地への影響というのは事業者の説明させているかもしれませんが、みずからも説明しているかもしれないですが、ほかの西口の地区のものと複合での日陰の影響というのは、実態を調査しているのでしょうか。それは伺いたいと思います。

それと、なぜ149メートルというところでございますけれども、結局都心居住を図ると。ここにこのマンション、人口を増やす、住む人を増やすということが至上命題なのではないでしょうか。ここの大崎駅西口に500戸相当の住戸をつくらなくてはいけない、そういう理由は何かあるのですか。それが周辺住民の小学校のキャパも含めたインフラの不足、住環境の変化等々の大きな影響をこうむりながらも、どうしても実現しなければいけない500戸のマンション、これは何なのですかというのは聞きたいのです。まだちょっと今の答弁ではわからない。都心居住を図るためという、ちょっとわからないのでお伺いしたい。

それとあわせて、当日冒頭の説明会では、説明会開催の知らせを配布しなかったことに抗議の意見が出ておりました。むしろ私たちがビラをつくって知らせたのです、それでも全然知らない人が多いのですということで、住民の方は当日説明会なのですよということのみずからビラをつくって、ぜひ参加してくださいというふうにポスティングしたというのです。ですから、これ区がやらなければいけないことを住民の人に、やらせたわけではないのではありませんけれども、やってもらって、なぜやらないのですかという質問に対しては、平等に広くだから区報でやっていますとお答えがありました。当日も、でも私は、住民の方もそうだと思いますけれども、区報でお知らせすることを別に否定しているわけではないわけで、なぜそれ以外に周辺地域に、4月には区が指導して事業者にはやらせたというけれども、こうしたポスティングをやらないのですかというのを伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長

まず、この地区にこの住居が必要かというところでございます。先ほどお話ししました副都心というところでございます。副都心整備計画、これは東京都が平成9年に立てたものでございますが、この地区は地区⑩、複合市街地に区分されている、土地利用の方針として土地利用の共同化を促進し、市街地環境整備に有効な空地を持った良質な複合市街地へと転換を進めるという大きな目標がございまして、それにつきまして、また品川区の場合でございますが、品川区まちづくりマスタープラン、平成25年の

ものでございますけれども、ポテンシャルを活かしたさらなる開発事業の促進ということで、大崎三丁目地区等というところで挙げられているものでございます。これ、マスタープラン等の大もとになった計画でございますが、大崎駅西口地区まちづくりという方針、平成6年にありますけれども、この大崎三丁目の地区でございますが、副都心駅前の都市空間の形成というところにおきまして、駅前の商業業務・住機能の複合した拠点性の高い都市空間づくりを進め、大崎駅と連絡する歩行者空間等による、人の集まるにぎわい空間を確保するというようなところが挙げられております。こういうものに基づきまして、東京のまち品川区の駅前のこの大崎駅西口、これらを形成していく中におきましては、住居を今回配置してやってきているものでございまして、低層部にはにぎわい施設、店舗等々も入り、オフィスも一部入っていくというところで、大崎駅前のまちづくりに基づいた副都心にふさわしいまちづくりを進めるというところでございます。

それから広報でございます。私ども、この区報に載せまして、この10月10日の説明会、それから縦覧・公告の案内をするというところで進めております。区報は皆様方区民にとって読まれているというところもございまして、あわせてホームページ等々でも周知を図ってきているというところでございまして、このような周知をもって、この説明会は実施してきたというところでございます。

○安藤委員

ホームページというのはみずからアクセスしなければいけないわけで、やはり私は、本当に区のやり方を変えていただきたいです、これは。ちょっと怠慢としか言いようがないと思います。これだけ周りに大きな影響を与えるまちづくりを勝手に進めようとしているにもかかわらず、そのお知らせすら十分にしないというのは、これはフェアではないです、明らかに。そうした改善を強く求めたい。今後はしっかりと、ポスティングも含めた周辺への周知をお願いしたいと思います。

それと高さのところは、ちょっとこだわるようではございますけれども、繰り返し当日出ていた質問ですのでこだわってしまうのですが、今のご説明でも、大崎駅にふさわしいなどと言われましても、なぜ500戸がふさわしいのかというのはよくわかりませんし、率直に言って、地権者の方も含めて、地域の方がここに500戸のマンションをつくってほしいという人はいないと思います。私は正直に言って。これ100戸ではだめなのですか。なぜ500戸でないとだめなのですか。500戸でないとふさわしいまちにならないのでしょうか。これをなぜ500戸にするのかと。500戸にするからこそ高さが上がるのでしょうかという。これ100戸でいいではないですか。そのように私は思うのですけれども、なぜ500戸にこだわるのか、何か理由があればぜひ伺いたいと思います。

あと当日出た質問でもありましたが、公聴会の問題もありました。この計画案の説明会だったのですが、本当だったら都市計画法第16条では、都市計画案をつくる前、計画案をつくる前に立案段階で住民の意見を聞くために公聴会を開けと書いているのです。それで国土交通省の指針では、原則開くべきだと。開くべきであるということまで書いているのですけれども、区はやらないというのは、私はこれは何度も言っていますがおかしいと。その質問に対して、当日東京都が答えたのです。都の運用規則ではマスタープランをつくるときは公聴会を開きます、そのときだけになっているからやらないのですと回答していたのですけれども、区の回答はなかったのです。その計画案作成段階で近隣住民の意見は、私は取り入れるべきだと思うのですけれども、公聴会をやらないというのは、計画案の作成段階では地権者の話だけ聞いたらいいと。近隣住民の意見は取り入れる必要がないというふうに考えていらっしゃるからなのですか。その辺をお伺いしたいと思います。

○稲田都市開発課長

まず、その公聴会の開催の有無についてでございます。東京都はあの説明会の席上、広域的な都市計画の変更等々について公聴会は開くという、先ほど言われましたように内規というのですか、基準等を持っているというところでお答えしたところでございます。

区の考え方でございますけれども、区のほうは、先ほども言われましたように、地域の皆さんの意見を聞くというところのスタンスに立ちましては、事業者においては事業者説明会、また権利者でございますけれども、権利者においても第16条に基づいて説明会をして縦覧・公告をしていると。また、事業者自体におきましては、要望等があれば地域へ出向いてご説明をしてきているというところでございます。そして、この第17条の趣旨にかんがみまして、区民または利害関係がある方等への説明会を実施し、意見を聞いてきているというところで、地域の方々への意見というものはこういうところでお知らせをしながら意見を聞いているというところでやっているものでございます。

○安藤委員

なぜ500戸なのかと。

○稲田都市開発課長

申し訳ございません。なぜ500戸なのかというところでございます。ここは大崎駅西口、基本的には東京都の副都心というところでございます。これにふさわしいまちづくりを進める上で必要な住居機能と、そのように上位計画でも位置づけられておりますので、それを考えていく上で500戸という大きさの規模のものを考えているものでございます。

○たけうち委員長

そろそろまとめてください。30分になるから。

○安藤委員

その500戸ということにこだわっているというのは、超高層になるわけです。500戸をつくると超高層になってしまうのです。だから品川区はそのマスタープランを振りかざして、大崎副都心にふさわしいまちだということで500戸にこだわるあまり、超高層をどんどんつくっているわけです。これが大崎にふさわしいまちづくりだというふうに言っているということになるわけです。私はこれはちょっと住民からは全く理解を得られないと思います。これは変えていただきたいと強く思います。

あと公聴会のところは、これも先ほど説明会のビラを配らないという話と同じだと思うのです。事業者でやってもらっているからいいとはならないわけです。これ都市計画なわけですから、行政がこのまちをどうするかということ magari なりにも考えて進めている計画なわけですから、それを公聴会的なものは事業者にやってもらっているからいいのですというのでは、私は成り立たないと思うのですけれども、これちょっと区としてのまちづくりのあり方として、私は行政責任としては果たしていないと思うのですが、いかがですか。お願いします。

あとは今回の都市計画案で出ましたこの500戸、39階建てというものなのですけれども、これ20階程度に減築すれば、私は随分と周りへの影響が抑えられると思いますし、地権者の方も、地権者の、さっき早く進めてほしいとかありましたが、20階ぐらいの建物になったら木造住宅が共同化するわけです。ですから耐震性も一応クリアできるということで、なおかつ周辺の地域への影響も随分抑えられるということだと思うのですけれども、これ20階程度に減築をしていただきたいのですが、都市計画を変更しないとできないものなのか、都市計画を変更しなくても20階程度に減築というのは可能なかどうか伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

規模の減築のほうから先にお答えさせていただきます。こちらの都市計画で定められる建築制限というのはあくまで制限の上限でございますので、その建物が与えられた制限の中でどれだけの規模を建てるのかということは、事業者が事業性を勘案した上で規模というものは決定されるということでございます。事業者のほうから申請等がありましたものについて、区として審査したり、あるいは認可したりといった許認可は区が行う。また都市計画審議会にかけるといったところの一連の行為も区がやりますけれども、そこにかかるまでの規模の判断、あるいは事業性の判断は、これは事業者のほうでするものになってございます。

○稲田都市開発課長

公聴会を開かないのはおかしいのではないかなというふうなお話でございます。先ほども申し上げましたけれども、地域の皆さんへの周知におきましては、事業者もやっておるところでございまして、また納得いかないところにおきましては、再度またご説明に行ったりというふうな形でやっていると。行政におきましても、第16条の権利者等にはやってきたというところでございますが、第17条におきましても地域の区民の皆様への説明をしっかりと実施していくというところでございます。現在のところ、公聴会を開く考えはございません。

○安藤委員

その高さの問題ですけれども、最高限度だということで、今回149メートルは東京都の決定で最高限度の高さということで、容積率もこれ、最高限度と書いています。今の課長のご説明ですと、事業者の判断、採算性などの判断で、それはあくまで上限だから、事業者の判断でそれはやってもらうことなのですとおっしゃったと思うのですが、では可能だということですよ。都市計画決定、これは仮にされたとしても、その上限なのだからと。その中で上限をとるかどうかは事業者次第だと。事業主次第、再開発組合次第だという話でよろしいのかと。ただ、この住宅件数の目標というところに500戸と入っている。これが私はいけないと思うのです。ここは目標といえば目標ですから、目標だからねということで済まされればいいのですけれども、500戸となると、どうしてもこれは高さになってしまうのではないかなと思うので、この500戸というものをぜひ外してもらいたいのです。その上で都市計画審議会にかけてほしいのですけれども、そのようなことはどうですか。お伺いします。

○中村都市計画課長

その建物の規模につきましては、にぎわいを確保するために人がいっぱい住んでほしいエリアですか、あるいはそれとは違って、また別の意味で低層住宅、そういったものしか建てられないように制限しているところ、そういったところは区民の皆さんがお住まいの地域のまちづくりの方針に合わせて定められているものでございますので、こちらにつきましては上限は定めておりますけれども、それをどの規模まで建築するかというのは、これは事業者のほうで判断をして、ただ区としても好ましいことというものは確かにございますが、まちづくりの方針の中で。ただ、あくまで規模というのは事業者が最終的には決定せざるを得ない。区としてもそれを許認可する立場にあると思っております。

○たけうち委員長

まとめてください。

○安藤委員

ぜひそういった意味では、やはりまちづくりの主人公は住民です。それで、それは地権者、開発区域外の方も含めた住民、とりわけこれだけ最近の超高層ですと、その開発区域外の方にも影響を及ぼすようになるので昔とは違うのです。昔は都市計画決定といっても、地区内でもいいかなというふうな話に

なったかもしれない、今はもうそういうレベルではない規模の建物になっていますので、もう明らかにこれからのまちづくりというのは、周辺の住民の方の意見も入れていかないとやはり破綻も来すし、まちづくりとして失敗すると私は思います。

もう一つ言うと、権利者の中でも再開発組合が事業者だといいますけれども、やはりその中でも実際にそこに住んでいらっしゃる地権者、参加企業ではなく、そうした地権者の方々というのが主人公だと私は思いますので、厳密にその中でも、あえて言うのであれば。ですからこの規模に関しても、そうした住民の方々の思いというものを本当に踏まえた上での規模にしていくべきだと思いますし、そういうふうに指導していただきたいと思います。

それと要望ですけれども、都市計画審議会はこういう段階ですので、私は開くべきではないと思いますし、延期していただきたい。白紙に戻すべきだと思いますし、仮にどうしてもやるのだということであれば、その都市計画審議会に出た意見書が住民の声だと思うのですけれども、それが当日配付なので、これまでは。現在私も都市計画審議委員ですけれども、届いている資料の中に意見書の資料がまだないのです。でも意見書の提出締め切りというのはもう10月24日に締め切られていますので、もう十分日にちたっていますので、その資料も当日配付だということでは、いくら学識経験者の方でも、見識高い方でも、住民のそういった意見を踏まえて判断ということはできないと思いますので、ぜひ14日に開くということで行くのであれば、その都市計画審議会の前に、少なくとも前日に委員に全て届けていただきたいと思いますので、ぜひこれはよろしくお願ひしたいと思います。

○たけうち委員長

はい、要望ということで。ほかにございますか。

○西本委員

この地区に関しては再三、幾度か委員会にかけて審議をしているわけですが、都市計画と申しますか、いろいろな手順がありますよね。手順どおりにのりつた形で進んでいるという理解でよろしいのでしょうかというのが1つ。

それから10月10日の説明会ですが、77人の参加者がいたということですが、77人中の地権者、要は組合、ここの住民。その比率というのはどのぐらいだったのかというのがわかれば、お聞きしたいと思います。

○中村都市計画課長

都市計画審議会へ付議するまでの手続につきましては、説明会等も開いて、そして意見書も募り、これから付議するということで、現在手続については特に瑕疵はございません。

○稲田都市開発課長

当日の権利者と周辺の方々の割合というところですが、その権利者と周辺の方々の集計したデータは今ございません。ただ、権利者の方々は、全権利者数は27人いるというところがございます。

○西本委員

77には権利者27人、対象者が27人ですから、圧倒的にそちらよりも多いという数が来ているわけですが。恐らくは周りの住民なのだろうなという思いがあるのですが、前の陳情がされたときの審議も、この委員会で皆さん真剣に審議をいたしましたけれども、そのときにも私は意見として言わせていただいたのは、一番こういう問題というのは、住民サイドとその近隣ですね。近隣の方々との意思疎通ができていなくて、そこで対立構造になってしまう。権利者の方々はやはり老朽化して危険性が高いということで組合を設立されて、そしてこの地域、自分たちが安心・安全な地域にしていきたいという思いと、

それから全体的な大崎地区の西口の開発も含めて、いろいろ吟味しながら進められているのだと思うのです。それなのですが、その方々、27人全員が賛成しているかどうかはわかりませんが、大抵の方々が賛同して進められているのだろうという今までの話がありましたので、そういう意味で言うと、やはりきちんと手順、一番大切にしなければいけないのはそこに住まわれている人です。順番から言うと。その住まわれている方々の思いをほかの周りの住民の方々に理解していただくという、そういう流れが必要であって、何でしょう、周りがワーワー騒いで、それでせっかく今まで住民組合をつくっていろいろ開発を進めていく過程の中で、そういう思いが伝わらない構図というのは、本当にこのまちづくりにおいては不幸を招くと思います。ということは、やはりそこに住まわれている方々、第一は権利者の方々です。その方々の思いというものをどれだけ伝えられているかということだと思うのです。その思いを近隣の方々も聞けば、そうですねという理解も出てくるだろうし、また風害とか、いろいろなことがありますけれども、日照についてもいろいろ調べているわけですから、それらを踏まえての説得材料をきちんとそろえて、こういう問題はすぐ感情的になるのです。感情を先に出すから話し合いにならなくて、しっかりした思い、当該の人たちの思いを伝えて、そしてその環境についてもデータをもとにしたものをしっかりと押さえて、冷静な話し合いの場というものをやはりつくっていかないと、同じことを繰り返すのだと思うのです。

これは本当に再開発になるといつもそうです。なぜこういうふうに住民の方々が反対だ、180通来るのかなど。いろいろ意見はあると思います。同じ人が180通つくっているのかもしれませんが、それはわかりませんが、それはないと思いますけれども、ただ、賛成意見も61件あるわけです。早く進めていただきたいという思いもあるわけです。ですからそこは、なかなか区のほうとしてはやりにくい、東京都も絡んできますので本当にやりにくいとは思いますが、やはり住民に一番近い自治体となれば、その問題点というのは何とか回避するようなやり方というものを考えていかなければいけないのではないかなとすごく思いました。それについてのご見解をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

この地区、防災性等に課題がございまして、この防災性の課題を解決していくことというのが大きな目標の1つでございます。そういう目標を達成するために、この地域の方々への理解も得ることは重要だと思っておりますので、今後とも丁寧な説明等いたしていきたいと思っております。

○西本委員

ここをもう少し、ただ単に再開発、要は住宅の500戸どうのこうのというような意見もありましたけれども、もっと夢のある再開発というものがあるかもしれないかなと。もう少し、今までの再開発となると、ちょっと建物を建てて住居があって、商業施設が入ると、そういうふうイメージしてしまうので、もっとまちづくりという観点からすると、もう少し大崎地区のイメージとか、こういうふうやっていくよというような、例えば文化的なものを少し取り入れるとか、大崎の歴史をもう少しと入れ込むとか、そういうソフトの面も含めて入れ込んでいくと、多分住民の皆さん方も、ああ、そういうことであるならばという理解が出てくる方々もあるのではないかなと思うのです。本当にただ単にこれだけだと、何となく建物がポーンと建て、ああ、高いねと。高いとなると日照の問題があるし、風の問題も受けるしというようなことが必ずイメージ的にあって、まだ建っていませんからわからない。想像の中で反対意見が出てきたりなんかするケースがあるので、やはり全体の、大崎地区のまちがということをもし入れ込んでいただくと、ご理解していただける場合もあるのかなと思うのですが、そういう今後のやり方とか、その辺についての考えがあれば教えてください。

○稲田都市開発課長

この地区におきまして、現在のところ保育所等々の公共施設になるところを今考えているというところでございます。大崎駅西口のこのにぎわい等におきましては、地域全体での盛り上がりや特色等も出していくということも必要かと思いますので、今後の開発、また既存の開発等におきましても、その辺は考えていくというところでございます。

○たけうち委員長

ほかにごございますか。

○大沢委員

この開発では、観音寺や居木神社に囲まれている場所であるということと、30棟のうち8割が耐震基準以前の、老朽化している、密集もしているということで、開発が必要な土地というのは当たり前のことなのですけれども、先ほどその中で進めてもらいたいが61で、反対が180という数字をいただきました。この180という数字の反対というところに目をつけた場合に、住んでいらっしゃっていながら、この近隣で反対という方と、逆に全然住んでいないのだけれども、高層化というものに対して反対という意見をお持ちの方もいるとは思いますが、180の数字に対して分析、どのように区は考えていらっしゃるのか教えてください。

○稲田都市開発課長

そういう観点での集計は、今手元にはございませんけれども、反対意見の方々の住所等を見ますと、大崎三丁目の方が多く占めているというふうには感じます。ただ、神奈川県の方だとか、北海道の方だとか、そういう方もちらほら中にはあるというところがございます。

○大沢委員

はい。もう結構です。

○たけうち委員長

ほか、よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 天王洲公園管理事務所増築工事について

○たけうち委員長

次に、(2)天王洲公園管理事務所増築工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口公園課長

それでは、報告事項(2)天王洲公園管理事務所増築工事について、A4判両面刷りの資料に基づきましてご報告させていただきます。

天王洲公園につきましては、平成28年度にC面、そして今年度にA・B面の人工芝の張替え工事を進めており、あわせまして今回ご報告させていただきます管理事務所につきましても、計画的に増築等の整備を進めていくところでございます。また、今回ご報告する管理事務所の増築工事につきましては、本日開催される総務委員会において、契約の案件として報告されるということで、皆様にあわせて当委員会においてもご説明するものでございます。

資料の1、経緯にもありますように、管理事務所を今回増築することで、更衣室ですとか、シャワー、多目的室を拡張するとともに、バリアフリー化することで利用者のさらなる利便性の向上を図っていく

ものでございます。また、増築する位置につきましては、資料中ほどの平面図、全体平面図で青色で塗られております既存の管理事務所の隣、図上でいきますと上側になります。赤色に塗られている位置、既存は倉庫として今まで使われている場所に増築するものでございます。

次に2番、スケジュールでございます。平成29年9月29日に工事に着手いたしまして、翌年の平成30年8月10日に工事竣工するスケジュールになっております。また、今回の増築工事完了後には、既存の管理事務所の改修等も予定しているものでございます。

次に3、計画の内容でございます。お手数をおかけしますが、裏面の平面図とあわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、男子更衣室が78平米、裏面の1階平面図、裏側を見ていただければ、真ん中あたりから左側にかけて、さらにシャワー室が10基、続きまして車いす用の更衣室が7平米ということで、裏面の1階平面図の中の真ん中あたり、そしてシャワー室が1基つく。続きまして洋式便所2基と小便器4基の男子便所、裏面の1階平面図の真ん中あたり、さらにだれでもトイレということで1階と2階、各階に1カ所ずつ、合計2カ所整備していくものでございます。続きまして多目的室が2部屋、裏面の2階平面図、真ん中から右側にかけてでございます。それぞれ50平米と32平米となっております、パーティションを外すことで1室としての利用をすることが可能となっております。最後になりますが、これまで同様公園利用者の方々からさまざまなご意見、ご要望等を聞きながら、より多くの方が利用していただけるような公園づくりに引き続き取り組んでいくものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○新妻委員

ごく初歩的なことをお伺いいたします。この増築ということですが、シャワー室も、またトイレも男性用ということなのですかけれども、基本これは、ここの利用者は男性という前提なのでしょうか。

○溝口公園課長

今回ご報告させていただいているのは、あくまでも増築部分の改修になっておりまして、増築部分に新たに男子のトイレ、または男子のシャワー室、更衣室を広げるもの。それで既存の改修というか、既存の更衣室、そちらを今度逆に女子専用にするような形で、両方とも広いような形で、計画をしておりますので、あくまでも今回管理事務所の増築部分ということで男性ばかりになってはいますが、今後予定しております既存の管理事務所の改築の中で、女性の更衣室、女性のトイレ、そういったものをしっかり整備していきたいと考えているところでございます。

○新妻委員

わかりました。ありがとうございます。

そうすると、その後にも、では女性用の既存のところの計画が出されてくるということですね。ちょっと時間差が出てしまうということですかね。今現在のところというのは女性が使えるように、同じタイミングで進むということですか。

○溝口公園課長

今回の工事の概要というか、前段を説明させていただきます。説明が足りなくて申し訳ありません。今回、今既存の管理事務所を使いながら増築をしております。増築することによって、仮設の更衣室とか、そういったものをつくらずにいけるような感じで考えておりますので、一旦新しいものをつくって、

そこを今度新たに使うことで、今既存の管理事務所を増改築していくという計画にしている、そういった形で少し今回タイム差があって、今回やります平成30年8月10日までに今の増改築が終わりますので、それを終わった後に、今の予定ですと既存の管理事務所の改築を行っていく、その中で女性の更衣室、そういったものも増築をしていくような形で今考えているものでございます。ですから、今現在まだ設計等詳細を詰めているところですので、改築のほうにつきましては適切な時期に、また当委員会でご報告させていただければというふうに考えているものでございます。

○新妻委員

ありがとうございます。わかりました。不便がないように、またお願いをしたいと思います。そして、毎回この報告をするときに、さまざまなところの施設でお願いをしておりますが、だれでもトイレですけれども、障害のある方がしっかりと優先的に使えるような配慮、そしてまた車いす、前回西大井の公園のところで、ちょっと車いすが回り切れないというような不備もありましたので、ぜひ当事者の方のご意見をしっかりと踏まえた上で、使いやすいだれでもトイレの整備をお願いしたいと思います。要望で終わります。

○たけうち委員長

ほかにご発言は。

○横山委員

今の増築部分と、あとは今後改築していく部分で少し細かいかもしれないのですが、この車いす使用者更衣室とシャワー室、こちらは男子専用ということで、現在はお考えなのでしょうか。または、最終的に増築が完了するまでの間は共用というか、女性も使えるような形になるのでしょうか。教えていただければと思います。

○溝口公園課長

まず、既存の管理事務所というか、更衣室のところで、車いす対応のシャワー室ですとか、更衣室というのは、今現在のところついていないような状況です。そういった中で、やはり今後のバリアフリーという観点で、新たに増築部分につくると。これにつきましては利用者数等考えていくと、やはり車いすを使う方が実際運動施設を使うというケースが少ない。一応今の想定では男女共用で、こういうものをつくっていくという形で考えております。今現在ないものですから、来年のこの増築部分が竣工すれば、車いす対応の形でのシャワー室とか更衣室、そういったものが使えるような形。今現在ですと、いわば人的対応とか、ほかのところを使っていたり、そういったところに対応しているところがございますので、ご不便をかけているところではございますが、そういったものも解消できるように、今回あわせて増築の工事の中で改修の工事というものを進めているところでございます。

○横山委員

今、男女共用で使っていくという方向性をお伺いいたしました。こちらの、最終的に男子の方が通られるような動線になっておりますので、やはり防犯の面ですとか、女性のトイレが奥のほうにあたりするというケースも多いかと思うのですが、このケースの場合、車いすの方がご使用されるということで、多分手前に設計されたのだと思うのですが、そのあたりのソフト面での配慮ですとか、十分留意していただけるよう要望させていただきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかにごありますか。

○筒井委員

まず、今回増築の理由と、そして今回増築に係る費用をお知らせください。そして増築位置に結構大きい倉庫があったと思います。軽トラックがとめられるような場所だったのですけれども、その倉庫はどこに移動されるのでしょうかということと、あと、この多目的室の使われ方はどういったことを想定されているのかなど。スポーツチームのミーティングなどで使うものなのか、それとも一般的にも開放されるようなものなのかということ、以上4点お知らせください。

○溝口公園課長

まず、今回のクラブハウスの改修の理由でございます。平成6年につくってから約22年以上経過している中、かなり老朽化している。そういう中一番の大きな問題は、今現在の更衣室が段差があったりとか、バリアフリー対応になっていない部分があります。また2階に、既存の事務所にもミーティングルーム等あるのですが、エレベーター対応されていなくて、やはり全体的にまだまだバリアフリー対応が不十分なところがあった、そういったところもありました。あと経年の関係、その2つをあわせて改修をしたいということで、改築をしていくものでございます。

また、利用者の方から、やはり更衣室が狭いとか、特に女子の更衣室が狭いとか、そういったご要望をいただいておりますので、そういったものもあわせて改修をしていきたいということで、今回増築または既存の管理事務所の改修、そういったものを行っていくものでございます。

また今回の整備費でございますが、管理事務所の増築工事でございます。発注自体は電気ですとか機械、それぞれ別々に発注していますが、合計の金額として約2億3,000万円ほど、全体でこれだけかかっているという形になっているものでございます。これにつきましては、今年度、来年度の3年間という形で契約を行っているものでございます。

続きまして、多目的室の利用でございます。基本的にはそれぞれのミーティング、またはレセプションといいますか、大会をやった後、来賓を招いてのそういった会にも対応できる、または一応防音性能を持たせておりますので、もうちょっと広くいろいろ使えるような形にはできると思っております。利用については、ちょっとまた今後管轄しますスポーツ推進課等とも協議しながら、どういう形で使えるのかということは今後考えていきます。

あとは今の増築部分にありました倉庫でございます。これにつきましてはC面のわきにちょうど天王洲側からの、天王洲アイル通りから入ってくる駐車場の、C面のわきにある駐車場のあたり、そのあたりに倉庫をもう既に移設してあって、そちらのほうで今既存の維持管理とか、そういった作業をするための車ですとか、資機材、そういったものを置いて対応しているところでございます。

○西本委員

女子トイレは、いずれは改修することなのですが、広くなるという感覚でよいのでしょうかということと、それからシャワー室のほうの利用料金というものは取られるのでしょうか。これが2点目。それから、今回の議題ではないのですが、管理事務所のほうも今後改築ということで考えられているようなのですが、クラブハウスのような形での利用、それで多目的室のところの使い方としては、何かイベントをやった後の懇親会等々ができるような形に変わるといいのかなど。そういう意味では、ちょっとケータリングなんかでもできるような形までも設備が整うと、もう少し全体的な、かなり利用しやすい、いろいろなイベントにでも利用できる、そういうものになるのかなと思うのですが、ちょっとお考えというか、現状を教えてください。

○溝口公園課長

まず女子のトイレでございます。失礼しました、女子の更衣室でございます。既存の13平米、シャ

ワーブスが2基しかないものを、今回計画でいきますと、既存のクラブハウスの改修後になります
が、33平米ほど、シャワーは5基、ですから倍以上の広さの規模にしていきたいというふうに考えて、
今詳細をいろいろ詰めているところでございます。

あと利用料金、シャワーの利用料金なのですが、ほかのところでも温水を出すと100円入れ
てという形になっておりますので、当然同じような形で有料になってくるというふうに考えているもの
でございます。

あとクラブハウスのなというところでございます。今回増築部分に広い多目的室を整備いたしますの
で、そういったところでクラブハウスの使っていただける、ケータリングについては、やはり主催者
側のほうでいろいろご用意いただく、また天王洲の第一ホテルとか、そういったところも近くにありま
すので、近隣のところを使っただいて、うまくケータリングを使っただきながら、今回つくる
多目的室というものを有効に皆さんに使っただければというふうに考えているものでございます。

○西本委員

すみません。あと1点ありました。ここ、空調の整備はしていただけるのでしょうか。結構夏とか、
非常に暑くなると思うのですが、その辺いかがでしょう。

○溝口公園課長

今のところ既存でも空調が入っておりますが、同じように増築部分にも空調を入れるように設定して
いるところでございます。

○たけうち委員長

ほかによろしいですか。

それでは、ほかにも発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 平成29年度舟運社会実験に伴う目黒川の橋梁ライトアップの実施について

○たけうち委員長

次に、(3)平成29年度舟運社会実験に伴う目黒川の橋梁ライトアップの実施についてを議題に供しま
す。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○持田河川下水道課長

それでは、私から、平成29年度舟運社会実験に伴う目黒川の橋梁ライトアップの実施について報告
いたします。

1、背景です。平成28年度、昨年ですが、舟運の社会実験に時期を合わせまして、目黒川のライト
アップを実施いたしました。お客様、舟運事業者にご好評でありまして、継続しての実施が求められてい
るところでございます。そこで本年度、対象とする橋をかえまして、昨年と同様にライトアップを実施
いたします。にぎわい創出の効果、課題について引き続き検討するものでございます。

2、実施内容です。目黒川の4つの橋梁、護岸を、LED照明によりライトアップいたします。橋
梁につきましては下流から品川橋、新馬場駅、要津橋、鈴懸歩道橋、護岸は森永橋の下流の両岸でござ
います。昨年度は河口部の橋梁4つを集中的にライトアップいたしました。今年度はできるだけ等間隔
にいたしまして、目黒川の特徴的な橋梁をライトアップし、見え方などを確認、検証するものでござ
います。

3、実施期間です。目黒川みんなのイルミネーション2017と開始時期を合わせまして、11

月10日に開始、終了は2月16日までの3カ月間としてございます。時間につきましては17時から22時までを予定してございます。

2枚目をおめぐりいただきまして、今回ライトアップする橋梁や護岸の位置、ライトアップのイメージを載せてございます。こちら写真が載ってございますが、この写真のうち品川橋につきましては、昨年度ライトアップを実施した写真でございます。その他のものは10月に試験的に今年のライトで投影した写真でございます。実際にはこれと少し異なる場合がございます。ライトアップの終了後には、舟運のお客様、舟運事業者へヒアリングを行いまして、舟運のルートですとか、集客などへの影響についてまとめる予定としてございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。この目黒川の冬のイルミネーションが結構定着をしております、私の友人などもSNSに結構上げて話題になって、では行ってみようかのような、そういう声も聞かれるようになっていきます。今回またライトアップ、違う場所を変えてということなのですが、何か全部やってほしいなという思いがあるわけなのですが、変えるわけではなく、前回のところもプラス、今年度もプラスということやってほしいなと思うのですが、予算の関係もあるかと思いますが、これはどうなのでしょう。毎回このように変えていかれてしまうのか、今後は全部やっていくという方向性があるのか、この辺ちょっと教えていただきたいと思えます。

○持田河川下水道課長

昨年度、今年度、舟運の社会実験に伴うライトアップも、1つの実験的な意味合いでやっているものでございます。ライトアップもなかなか、実際にライトアップする前の写真等でイメージを我々も湧かせて、それで実際に光らせてみて、ああ、ちょっとイメージと違うねというようなことも実際あるわけございまして、やはりこういった形で少し実験的な形で、我々としての知見をしっかりと重ねて、そういった中で将来的にはもう少し増やしてというふうに考えているところでございまして、まずは昨年河口部でやり、今年また少し別な橋をやってということで、橋梁のライトアップにつきまして我々としても、この効果についての知見というものを重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかに。

○大沢委員

今、課長、将来的にはと言われた。大体将来的というのは、どれぐらいを見込んで、何でも言えますよ、将来的といったら。いくらでも変わってしまうのです。2年先だ、5年先だ、10年先だといったら。いつぐらいを目標に将来的とおっしゃっているのか、ちょっと教えてください。

○持田河川下水道課長

我々、舟運の活性化、にぎわいというものを進めていく中、ライトアップというのは非常に有効な方法なのではないかなと所管としては思っております。こういった形で社会実験をしながら、ライトアップについても効果を見ながら、こういった舟運の活性化、水辺のにぎわいとあわせた形で、何とかこういったライトアップもできればいいなというような思いで、毎年このような形でライトアップのほうも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○たけうち委員長

いいですか。ほかに。

○西本委員

これ、コストはどれぐらいかかるのか。LEDを使っていますけれども、ある程度コストはかかると思うのです。去年幾らぐらいかかって、今年幾らぐらいかけようとしているのか、いかがですか。

○持田河川下水道課長

コストについてでございますが、昨年も今年もおおむね1,000万円を少し超えるぐらいの金額という形でございます。

○西本委員

要するに1,000万円というのは、電気代と電球、ライト代ということによろしいのですか。

○持田河川下水道課長

このライトをレンタルする費用ですとか、取りつける費用、電気代などを含めましての費用という形です。

○西本委員

それだったら、1,000万円であれば、費用対効果と考えたときに、やはりにぎわい創出ということだったら、これ去年3つ、3カ所今年はやらないのですよね。この3カ所を加えても倍になるのかしらと思うのです。ですから、やはり社会実験を何回も何回もやる必要はなくて、去年やっているのだったら今年本格始動というぐらいの決断をしてもいいのではないのかと思うのです。検討中という形で、河川をいろいろどう有効活用しましょう、水辺を利用しましょうというふうにやって、所管は違うのかもしれませんけれども、ただそこでほかの所管でやりたい、でもうちがどうのこうのというような状況だと、なかなかうまくいかないと思うのですが、既に効果があるということの結果で今年もやりたいということであるならば、もう少しプラスアルファの要因を持ってやっていくという攻めのアプローチでもいいのではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○持田河川下水道課長

実施期間、ちょっと費用的な部分も含めまして、今年度4橋という形にしているものでございます。今言われたように攻めのというようなお話ございましたが、やはり我々も舟運、一定の目標として2020年オリンピック・パラリンピックということも考えているところでございます。そういった部分からも、ライトアップのにぎわいというものもより充実させていきたいという思いがある中で、今年度いろいろな費用的な部分ですとかもありまして、4橋という形でやっていくということであります。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにご発言。

○安藤委員

にぎわい創出の効果を検証というと、どういう感じのにぎわい創出の検証というのは行われるのか、実際のところを教えていただければと思います。

○持田河川下水道課長

1つは昨年募集したのですが、船にお乗りになったお客様ですとか、事業者アンケート、インタビュー等を行いまして、例えばそれはよかったのか、どうだったのかということ聞きながら、その効果を見るというのが1つになります。もう一つ、船の数でございますが、昨年度舟運実験の中で半数ぐらいは夜間航行があったと。これが、おそらくみんなのイルミネーションを目的にされた船だと思うの

ですが、こういった夜間でのにぎわい、ライトアップ等があれば、おそらくその舟運の便数の中で夜間の便も増えていくというようなことがあるのではないかとこのように考えておりました、今年度も船の数ですとか、そういった舟運事業者、お客様のインタビュー、アンケート、こういった中でこのにぎわいの効果というものを見ていきたいというふうに考えてございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかに。

○いながわ副委員長

舟運の社会実験のところ、このプロジェクトは大賛成なのですけれども、これ、そもそも河川下水道課が舟運実験をやる、これは所管だからしょうがないのですが、そもそもこういったにぎわいなどは、観光とか魅力発見というのは観光協会と文化観光課でしたか、そこが所管をする中で、今河川下水道課長が力強くにぎわいと言っても、どちらかというとき少し所管がずれてしまう、あくまでも許可とか、そういう系なのかと思うのですけれども、連携をしっかりとられているのか。あとこのライトアップにしても、土木系のホームページというのですか、どういう形でこれをPRするのか、そうするとやはり観光協会とか。そもそも社会実験なので、これがどういう状況になるかわからない中で、余りお金をかけてPRしても、行ってみたらもう終わっていたというときも中にはあろうかと思っておりますので、それを今後どういう視点で考えられていくのかということをお教えください。あと連携をとっているのかどうかだけでも構わないです。

○持田河川下水道課長

当然観光関連の部署との連携というものは大事でございます、今回みんなのイルミネーションという1つのイベントと期間を合わせて我々も社会実験を行うということで、文化観光課のほうとも事前にこういった内容でやりますよというようなことは、庁内の連携をとりながら一応やっているところでございます。

あと所管として、今いろいろ水辺にかかわるもの、あとは観光にかかわるものと分かれているわけですが、観光協会の中でも水辺部会というものもあるわけでございますし、そういった情報等は我々入手しながら、そういった部分等もちろんあわせながら、今やっていくというふうに考えているところであります。

○いながわ副委員長

先ほど申し上げたようにしっかりと連携をとって、何かイメージが土木だと、どちらかというときシールドマシンの話とか、そっちのほうがよく合っているなと思うので、全然ハード面、ソフト面と全く、難しい部分があるかと思うので、しっかりと連携をとって、わからないところはしっかりとわかる部署に聞いてやっていただきたいと思っております。

○たけうち委員長

よろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(4) 平成29年度区内一斉防災訓練の実施について

○たけうち委員長

最後に、(4)平成29年度区内一斉防災訓練の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご発言願います。

○古巻防災課長

では、私から、平成29年度の区内一斉防災訓練の実施につきまして、ご報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。平成29年度区内一斉防災訓練の実施についてでございます。

1番、目的でございますけれども、これは例年どおりでございますが、大地震発生時の対応力、これを強化するために、区民と区職員が協力して避難所開設訓練でありますとか、災害対策本部の運営訓練を実施するというものでございます。

訓練日時でございます。2番ですけれども、まず区民と区職員が協力しまして、避難所の開設・運営をしていきます避難所開設訓練、こちら平成29年12月2日土曜日の午前10時から12時までを予定しております。それから(2)番目、区職員によります災害対策本部の運営の訓練、こちらが同じ平成29年12月2日土曜日の午前9時から午後3時まで、この時間で行うことを予定しております。

3番、訓練の参加規模でございますけれども、避難所開設訓練につきましては、今年は43カ所、昨年40カ所ございましたけれども、3カ所増えまして43カ所を実施をする予定であります。参加の予定人数ですけれども、こちらにありますとおり約1万6,300名ということで、区民の方が約1万5,000名、それから職員、学校の教職員を含めまして約1,300名ということで予定をしております。現在各避難所で避難所連絡会議を開いております、内容についてはこの中で協議をしているという段階でございます。また、今年は学校の授業がある日に実施いたしますので、その中で学校の児童生徒も交えた訓練内容ということも検討が進んでいるようでございます。それから(2)番の本部の運営訓練でございます。こちらにつきましては、参加約200名の職員で実施を予定しております。今年につきましては発災直後から2日目ぐらいの流れを想定しまして、訓練内容を今現在、詳細を詰めているという段階でございます。

主な訓練内容としてその下に記載させていただいておりますけれども、避難所開設訓練につきましては、避難所の開設、避難者名簿の作成、物資配給などと、先ほどもお話ししましたけれども、児童生徒を交えた訓練内容といったことを検討中でございます。それから(2)の本部運営訓練でございますけれども、こちら災害対策本部の運営ということと、医療救護本部の設営、それから要配慮者情報収集によります2次避難所の開設など、そういったものを訓練の中に取り込んでいきたいというふうに今考えて、詳細を詰めている段階ということでございます。

別紙として2枚目、A3横の資料をおつけしておりますけれども、こちらが今年避難所訓練を実施する避難所の一覧になっております。赤い字で書かれているところ、小山台小学校、荏原第六中学校、それから源氏前小学校につきましては、今年度初めて避難所開設訓練を行うということで、赤字で示しております。

区内一斉防災訓練の実施につきまして、以上でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

かなりの数のところで避難所開設訓練をやるということなのですが、私も去年、三木小学校のほうに参加したのですが、そのところで何をやっているかということのはわかるのですが、結構場所によっていろいろ進行具合というか、取り組み方も違うのかなと思うのですが、そういったことというものは、区としては全体としてどのように把握しているのかということをお伺いしたい。

それを把握した上で、やはり必要な援助ですとか、手だてというものをしていく必要があると思うのですけれども、その辺を区としてどのように実態をつかんでいるのかということをお伺いしたい。

それと避難所ですと、これ細かい話になってしまうのですけれども、やはり一人ひとりのスペース確保と、あと寒さ対策ということで、段ボールベッドのようなものというのがやはり必要だと思うのですが、その辺というのは区として現状としては用意しているのでしたかということをお伺いします。

それと本部運営訓練の2次避難所の開設ということですが、これはどの辺でどのような訓練を予定しているのか、お聞かせください。

○古巻防災課長

まず、ご質問いただいた場所によって、避難所によっての状況の把握ということでございますけれども、避難所連絡会議がございますが、そちらに必ず区の職員が出席しております。避難所連絡会議のメンバーにもなっておりますし、実際に避難所に参集する職員が参加をしておりますので、そういった中で状況把握、それから品川区としての考え方を避難所連絡会議の中で伝えていくという形でやっております。

それから寒さ対策ということで、今段ボールベッドのお話いただきましたけれども、訓練の中では特に使うといった想定はしていないのですが、先般段ボールベッドに関しましては、ボランティア・アーキテクト・ネットワーク、そういう団体と協定を結びまして、発災時には一定提供いただけるということで、対策を進めているところでございます。

それから2次避難所の開設の訓練、これちょっと具体的な中身、まだ詰め切れていないのですけれども、基本的には避難所の訓練と連動しまして、避難所からの名簿の受付の段階で2次避難所に避難する必要がある方が出て、それに対して本部のほうで対応して、手順をきちんと踏まえて開設をする流れをシミュレーションするというので、今想定では考えておりますので、どちらかという、まずは手順の確認が中心になるかなと思っております。

○安藤委員

段ボールベッドはぜひ、わかりました。必要な数用意できるように推進していただきたいと思います。

それとあと2次避難所についてもかなり大事な点だと思いますので、毎年積み上げていく必要があると思いますし、こちらぜひ経験を重ねていただければと思います。

質問ですけれども、区内全体の把握ということですが、それぞれの職員の方は連絡会議に入っていると思うのですけれども、全体としての進捗というのは、やはり地域ごとに違うと思うのです。それを区として、全体として把握していかないと、避難所が全くスキルが積み上がっていないところと積み上がっているところとの温度差が出てきてしまうと思うのです。ですからその辺、連絡会議に入ってきた区の方々の情報というものを区の全体としてはどのように集約して把握して、現状分析していらっしゃるのかということをお伺いします。

○古巻防災課長

訓練の実施の状況につきましては、事後に防災協議会の会長連絡会というものを開いております。その中で、各避難所ごとのいろいろなアンケートの結果の集約ですとか、そういったことをまとめたものを資料として使わせていただきますし、またこの集計する過程において、防災課においても各避難所から出てきた課題ですとか、来年、次回に向けた取組みの方向性ですとか、そういったものを考えて活かしていくということで進めておりますので、事後にはなりますけれども、全体の当日の状況につきましては十分にアンケート等で把握をさせていただいているという状況でございます。

○安藤委員

さっき聞けばよかったですのですが、すみません。

避難所開設訓練のところで、区の職員の実際の動き方というもの、当日の。ちょっとお伺いしたいなと思います。

○古巻防災課長

当日の動きでございますけれども、まず参集する職員というものがあらかじめ動員計画の中で定められておりますので、その職員が避難所のほうへ参集をいたしまして、町会の方、避難所連絡会議の方々と連携しまして、開設の受付であるとか、避難所によってそれぞれ役割があると思いますけれども、そういった区職員の役割に応じて避難所の中で運営に参加をしていく、開設運営に参加をしていくといった動きになるかと思います。

○安藤委員

承知いたしました。

○筒井委員

今お話出ましたボランティア・アーキテクツ・ネットワークとの協定のお話で、発災時には段ボールの設備を提供してくれることかと思うのですけれども、ベッドは今回やむを得ないとしましても、この委員会でも何回かお話が出た間仕切りの段ボールの設備を実際見てみたい、使いたいという区民の方もおられるかなと思うのですが、今回の訓練でその段ボールの間仕切りというものは導入はされないのでしょうか。

○古巻防災課長

具体的にはまだそこまで、協定を締結したばかりということもありまして話は進んでおりませんで、日頃からも幾らかそういった連携ということを進めていければということは所管としても考えておりまして、今後は努めていろいろ先方と話していきたいと思います。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにご質疑は。

○西本委員

まず、避難所運営会議されていると思うのです、各避難所。ですが、先ほどもまあ職員が入っているということでしたが、すごい進んでいるところもあれば、進んでいないところもあると思うのです。その集約ができていくのかということ。

それで、改めて区内一斉防災訓練、この一斉でやるという意義ということが、どのようにお伝えしているのかということ、それを踏まえて考えると、今回も新たに加わったところもありますが、まだ何カ所か加わっていないところもあるのです。これはなぜ加わっていただけないのかということの理由を教えていただきたいということと、それから今回の訓練というもののテーマなどがあるのですか。こういうことに気をつけて行ってください、おそらく訓練の、この4の(1)なのでしょうが、これだけではなくて、今までこういうことができていなかったのが、今回こういうことをテーマにしてやってみましょう、その結果はどうだったのでしょうかというような、いろいろマニュアル等々の整備もしなければいけない中で、そういうきちんとしたゴール、なぜやって、この訓練の意義というものをどのように積み上げていくのかということを、やはり示していかなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○古巻防災課長

まず、今回全体で50カ所のうち43カ所で実施をするということで、地域によって全部の避難所でやるところと、全部ではなくて一部でやるところというものがございまして、これは地域の考え方というものが1つあるのですけれども、まず今年で一斉防災訓練ですが、6年目になる。1回ちょっと選挙等で中止になっておりますので、回数としては5回目になるかと思っておりますけれども、まずはその避難所ごとに基本的な部分、きちんと訓練をした上で、その後次のステップで上げていこうというような考え方をお持ちのところもございまして、それぞれ地域の考え方も尊重しながら、防災課としては訓練へなるべく多く参加していただけるというようなことをお話をさせていただいているというのが現状でございますので、これからもできるだけ広げて、参加が広まっていくような流れで私どもも進めて、取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

もう1点の部分ですけれども、どうやって「一斉」の意味を伝えているのかということでございますが、1つには先ほども資料でご説明をしたところでございますけれども、避難所開設を同時に行うということでの、何と申しましょうか、流れを実際の発災時に近い状況で訓練ができるということの重要性は1つあるかと思っております。とはいっても、まだそれぞれ避難所によっては、なかなかまだマニュアルの整備等でおくれをとっているというか、進みがまだ不十分な部分、差がありますので、そこを踏まえまして、まずマニュアルの整備を優先させるのか、訓練をやっていくのか。マニュアルが充実しているところについては、この訓練でマニュアルの検証をしていくとか、それぞれの状況に応じながら進めていくということが重要かと思っておりますので、一遍にというのが最大の目的というよりは、きちんと避難所の運営が整っていくということをまずは目指しまして、訓練のほうも進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○西本委員

今のお話ですと、一斉防災訓練の意味というのが何だかよくわからないのです。ここの(1)でやられる訓練であるならば、その避難所でやればいい話なのではないですか。それは昔もやっていました。避難所に寄って、避難所皆で、地域の方がロープを張って避難所まで行って、それで名簿を作成したり、ここにはどういう備蓄があるのかとか、あと自分の町会がどこの部屋になるのですよとかいうことをやっていました。今それができていないところがあるのですよねということで、一斉にやることでその確認をする。ただそうなってくると、ではできているところはできている。ほかと比較しているわけではないので、そのできているところにしてみれば、一斉にやる意味がわからないわけですよ。そこでやってしまえばいいわけです。だから一斉にやるということは、例えば本部との連携とか、あとは今回医療関係の、医療救護本部の設営まで入っていますよね。それとの連携をどうしていくのかとかという、みんなでやるから意味があるというところまで持っていけないと、ただ単に集まって、はい名簿の作成しました、はい物資見ました、はい終わりというような状況だったら、全くもって一緒にやる意味がないと私は思うのです。ですからきちんと、なぜこの一斉防災訓練を品川区としてやっていって、ここまでの参加をいただいているのか、参加していただけないところというのは、いや、別に自分自身やっているからいいよということにしかすぎないと思うのです。だから、品川区でこれはなぜやるのか、この意義をきちんと伝えないと、全員が一緒にやっていこうねということにもならないし、マニュアルの点検だってこのときにしっかりやっていますか。ではどこの町会はできて、どこの避難所はできていません、ここはできています、ではそのマニュアルというものは地域に即した形でやってもらっているのですけれども、ただベース、基礎というものは必要であって、その基礎がどこまで整備されているのかということだと思っております。5回になります、もったいないと思っております、そういう意味で

いうと。ですからそこが、お互いに連携がとれるような形がどうやってつくっていいのかというところをもうちょっと鮮明に、指針のようなもの、位置づけのようなものを発信していただければ、もう少し全員が、全部の避難所が一斉に訓練をする意味を見出し、やっていこうという方向に行くのではないかなと思うのです。そのお考えもお聞きしたいです。

あと、これ2日目以降の避難所の運営です。発災時は違うと思うのです。発災時はこういう状況では運営できないので、そこは強調してやりたい。2日目以降の訓練の状況だということはある程度区分けしていかなければいけないのと、それが地域の人全員がここに避難できるわけではないわけですから、そこもきちんと押さえた形でやらないと、なかなかこれ、全部そこに行けば何とかなるのねというふうになってしまうので、自分たちで備えをしなければいけないですよということの前提の上に避難訓練というものがあるので、そこをやはりきちんと毎回毎回押さえていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○古巻防災課長

まず、一斉訓練の意味というところですけども、本部訓練との連携ということではいいですと、今年度については、先ほども避難所の開設といったところのための情報、こちら避難所のほうからもらうというような流れの訓練を予定しております。そういった意味で、徐々にこういった連携を含めた一斉防災訓練の意味ということで、より充実した訓練内容のことを企画はしているところです。

これに伴ってというか、そういったことに対する情報発信ということについては、今後、今委員からご指摘いろいろいただいておりますけれども、こういったことを含めまして、全体的に区の考え方をもう少しはっきりと区民の方にも伝えていけるような情報発信には努めていきたいというふうに考えております。

○曾田災害対策担当部長

今の補足をさせていただきます。我々無駄な訓練などは1つもやりません。意義があるからやっているものであります。まず一緒にやるということで、職員をその全ての避難所に派遣することになります。これをばらばらにやると、それぞれ職員と調整しながら日程調整し、それこそ無駄になります。それを一斉にやることによって、全ての避難所に職員が行くことができます。全ての避難所がやることによって、区長や、あるいは副区長などが、それを見に、あるいは部長なども見に行き、それぞれの避難所の開設状況を確認することができます。また、その後も振り返り等をやりますので、振り返りを通じて各避難所ができていないか、できていないか、これは各避難所の担当者がいますので、それで把握することはできます。

そういうところで、あとは連携ですけども、今回は要援護者、これの情報をそれぞれの避難所で確認をさせて、その情報を災害対策本部でとって、それをもって2次避難所、福祉避難所、今後どのようにしていくのだと。これまで全く考えていなかったことでしたので、これを災害対策本部の活動につけ加えたということは非常に意義があることです。今までも、最初は避難所との情報交換、あるいは学校避難所におけます医療救護所、これをつくりまして、本部の医療救護本部との情報交換、こういうことをやりまして、常に本部と現場との情報交換などはやって、少しでも有意義なものになるように努めているところであります。

○西本委員

もう訓練は、品川区はかなり進んでいるなと思っていますし、これからもお願いしたいところですが、ただその考え方がいろいろあるということを隅々まで知っていただきたいと思うのです。いろいろな経

過の中で、今年はこのようにやっていきたい、本部の動きとしてこのようにやっていきます。それからそれぞれの避難所に対して職員が行かれると思うのですけれども、職員の人たちがいると、やはり職員におんぶにだっこという形になりがち、だけれども、避難所の運営は品川区の考え方だと地域の人たちがやっていきたいと思いますという中で積み上げてきたというところがあるのです。だからそのところはどいうやって連携をしていったらいいのか、情報の共有化を誰がどのようにしていくのか、職員の役割がどいう役割なのかということも、現場のところの現場の人たちがわからないと動けないので、そこはしっかりと情報発信をしていただいて、連携をし、皆さんが共通認識のもとで訓練をつくるということは非常に意味の大きいことだと私は思いますので、ぜひ今回の訓練の内容、これから積み上げていく中で今年はこのことをやっていこうという思いについてはしっかりと皆さんにお伝えして、訓練に臨んでいただければありがたいなと思います。よろしくお願いたします。

○新妻委員

すみません。1点だけ確認します。

八潮地域の八潮学園が医療救護所になっておりますが、今回この一斉訓練の中には、ここは入っていないのですけれども、その八潮における医療救護所の訓練のところでは、今回はどのようにされるのか、教えていただきたいと思います。

○古巻防災課長

学校医療救護所の開設に関して、訓練に関してということでございますが、今年度につきましては、去年学校医療救護所の開設というところで訓練項目に1つ入れておりますけれども、今年度はメニューの大きな目標というか、タイムラインが発生から2日目程度までということで考えておりますので、今回、災害時の医療救護のマニュアルが改訂になりまして、学校医療救護所についてはおおむね3日目を目安に開設をするというような形で変更がございましたので、そういった意味でちょっと今回の訓練のタイムラインと合わないということで、防災課として全体で学校医療救護所の開設運営というところはメニューに入れておりません。その学校で何か独自に考えるところがあれば、またそれは地域の中でメニューに組み込まれることはあるかもしれないですが、全体としては今考えていないという状況でございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにご質疑は。

○いながわ副委員長

すみません。これ、訓練日時で2日の土曜日なのですけれども、避難所開設訓練が10時で本部運営が9時という、その時間設定は、僕のイメージというのは、グラッと来たら地域の人はそのまま避難所に開設という形で多分いくと思うのですが、これ時間は同時か、もしくはどうなのだろう。本部も参集してからですから、この9時というのは何か準備があるのですか。訓練の前に。どうして9時に設定したのか。同時でもいいのではないかなというのが。多分終わりが3時というのは、おそらくいろいろな、これだけの四十何カ所の避難所からいろいろやって取りまとめをしたりというので、訓練時間が多分午後3時になっているというのはわかります。避難所開設をしたところはどんどん開設をして、最後に終息宣言か何かをして、大体12時ぐらいに去年も終わってましたので、それは何か理解できるのです。このスタート、本部訓練は9時というのは、何か意味があるのかなというのが1点と、あと被害想定というものがここに記載しないものなのか。その趣旨などに、例えばどこで地震が起きて震度何の地震が起きたという中で、被害想定というのですか、そういうものは訓練で必要なかったのですか。何

か今までであったような気がしたので、その2点。

○曾田災害対策担当部長

時間計画につきましては、これは早朝の発災を想定しております。避難所に避難する方々につきましては、まず安全を確保する、そして一時避難集合場所に集合する、広域集合場所に集合するといった、こういう手順があって、その後に避難所に来るということで考えておまして、10時ぐらいとしております。災害対策本部は、その避難所が開設する前の段階からもう集まってきておりますので、9時ということとしております。それから3時までとしておりますのは、災害対策本部については今回1日目のことと2日目のことまでやろうと。2日目以降のことを。したがってそこで時間のラグがありますので、昼食などにあてまして、午後からは2日目のことを検討しようということとしておりますので、ここは3時としているものでございます。

被害想定につきましては、今東京湾の首都直下地震というところで、一番規模の大きいものを想定して考えているところであります。

○いながわ副委員長

要は、なぜ質問したかということ、何時に地震が起きて私たちは避難するかと。たしか去年の資料には入っていたような気がしないでもなかった。たしか5時に地震が起きて、ではそこからスタートしてやりましょうというようなものがあつたと思いますので、それらもちょっと詳しく資料には書いておいていただいたほうが、こういう質問をしなくてもよかったのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○大沢委員

ちょっと資料で、荏原1のところを見てください。荏原第一中で荏原第一中学校と荏原第二中学校と書いてある。荏原一丁目と荏原二丁目の間違いでしょう、これ。

○たけうち委員長

わかります、場所。

○大沢委員

30番。

○古巻防災課長

30番のところ、荏原第一中の町会・自治会名が中学校ということになっていますね。これは誤りだと思います。

○大沢委員

誤りです。思うのではなくて誤りです。直してください。

○古巻防災課長

はい。訂正をいたします。失礼いたしました。

○たけうち委員長

いいですか。それでは、ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、本件および報告事項を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時50分休憩

○午後3時00分再開

○たけうち委員長

では、建設委員会を再開いたします。

2 所管事務調査

環境対策について

○たけうち委員長

次に、予定表2の所管事務調査を行います。本日は環境対策に関することのうち、環境三計画の改訂について取り上げ、改訂の概要や現在の改訂作業の進捗状況等についてご説明いただき、各委員共通理解を図りながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本件について理事者からご説明願います。

○小林環境課長

それでは、私から品川区の環境対策について、その中でも現在、環境課で実施しております環境三計画の改訂状況についてご説明をいたします。

お配りいたしましたA3、3枚つづりの資料に基づきまして、説明のほうをいたします。

最初に、現在品川区で運用しております環境に関する計画の概要についてご説明いたします。資料1ページ目、左上の項目1、環境関連計画の位置づけと概要をご覧くださいと思います。

環境施策につきましては、品川区基本構想、品川区長期基本計画のもと3つの計画を定め、区内の環境維持・向上に取り組んでいるところでございます。それぞれの計画について、順にご説明いたします。

まず1番目の第二次品川区環境計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画でございまして、区の環境施策の基本方針を定めているものでございます。内容といたしましては、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境の4分野と、各分野の共通目標であります環境教育・環境コミュニケーションを設定いたしまして、それぞれに対して施策や具体的な取組みを示し、また指標・目標を定め、その実施状況を毎年確認するものでございます。

2番目の品川区地球温暖化対策地域推進計画では、民間を含む品川区全体の地球温暖化対策について定めたものでございまして、温室効果ガスの9割以上を占めると言われている二酸化炭素の排出削減目標を掲げ、その達成に向けて必要となる施策や、区民・事業者・区がそれぞれ取り組むべき行動を示したものでございます。

3つ目の品川区地球温暖化防止対策実行計画（第三次）は、品川区役所が一事業者として二酸化炭素の排出削減量を掲げ、その達成に向けて必要となる職員の行動等を示したものでございます。

次に項目2、下に移りまして、現行計画の振り返り、各計画の進捗状況についてご説明いたします。

まず、第二次品川区環境計画についてですが、毎年環境にかかわる各部署のさまざまな取組みの実施状況のほうを確認しております。(1)指標・目標の達成状況についてですが、計画では再生可能エネルギーの導入、ごみ減量や資源リサイクル率の向上、緑化推進や水・大気環境保全、イベントや講座の実施など、各分野の取組みについて幅広く指標・目標を定めるものでございます。計画期間10年間で平成29年度が中間年に当たりまして、多くの指標・目標について順調に取組みが進んでおり、おおむね目標の達成が見込まれている状況でございます。ただし、品川区全体および1世帯当たりの二酸化炭素排出量など一部の指標につきましては、人口の増や世帯構成の変化などの状況や、東日本大震災以降の国のエネルギー施策の大幅転換など、外的要因の影響を受け、目標の達成が困難な状況でございます。

次に資料の右側をご覧くださいまして、(2)施策・事業の実施状況についてご説明いたします。

各部門、部署で実施している環境に関する事業につきましても、毎年実施状況を確認しており、平成28年度までに総取組み目標数206事業のうち、187事業で事業を実施、取組み率は90.8%でございます。一方、地球温暖化対策に関する施策につきましても、区外の再生可能エネルギー設備設置など、技術開発や社会変化の動向に応じた取組みや、一定の投資や他団体・自治体との連携を必要とする取組みなど長期に検討を要することから、他分野と比較しまして未着手事項が42事業中9事業と多く、取組み率は76.8%にとどまるものでございます。

次に中段の囲み、品川区地球温暖化対策地域推進計画についてご説明いたします。

この計画では、区全体の地球温暖化対策に区民、事業者、区が連携して取り組み、目標として二酸化炭素排出量を基準年の平成18年度から最終年の平成32年度までに25%削減することとしております。エネルギー使用量は、区民等の節電意識の高まりとあわせて確実に減少に向かっているところでございますが、二酸化炭素の排出量は基準年度である平成18年度、グラフの左側でございますけれども、176万5,000トンCO₂に対しまして、平成26年度では208万4,000トンCO₂で、約18%増となっております。この実績数値は特別区協議会が各エネルギー事業者から取得し、その後集計作業を経まして、公開までに約2年要するものでございます。よって、最新のデータにつきましては平成26年度、2014年度のものが最新でございます。

参考ではございますが、グラフの右側の点線に囲われた部分をご覧くださいと思います。

平成26年度の区全体と区役所の二酸化炭素排出量をお示ししております。区全体が、先ほどお示しましたとおり208万4,000トンCO₂に対しまして、区役所は3万トンCO₂でございます。区全体のうち、約1.4%が区役所より排出されているというところでございます。

次に一番下の囲み、品川区地球温暖化防止対策実行計画（第三次）についてご説明いたします。

この計画では、区役所が一事業者として取り組む地球温暖化対策を定めたものでございまして、排出される二酸化炭素使用量を毎年1%ずつ、5年間で5%削減することとしております。ただし、建物の改築、あるいは新築等によりまして、毎年区有施設の床面積の増減が発生いたしますので、本計画では床面積1平米あたりの二酸化炭素排出量により比較することとしておるものでございます。計画最終年の平成29年度の目標値、グラフの一番右側でございます。0.0421トンCO₂/㎡、これは基準年であります平成21年度の0.0443から5%を減じた数字でございますが、それに対しまして平成28年度の実績、グラフの右から2列目でございます。0.0395トンCO₂/㎡になりまして、削減目標を達成したところでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、次に項目3、新計画策定の理由についてご説明のほうをいたします。

環境計画には対象範囲として非常幅広く、さまざまな分野が含まれております。そのような中、環境計画を見直す中で、四角の囲みの部分をご覧くださいと思います。見直しに関します3つの背景についてご説明いたします。

背景1としましては、パリ協定に象徴されます地球温暖化対策の重要度の高まりがございまして、世界的な動きにしっかり対応していく必要があること、背景2として、国の地球温暖化対策計画や東京都環境基本計画2016が策定されまして、それにあわせて基準、目標が更新されているため、それとの整合を図る必要があること、背景3としまして、地球温暖化対策の重要性について区民一人ひとりの理解と実践を促す観点から、区民から見て計画をわかりやすいものにしていく必要があると、それぞれ考えているところでございます。

特にわかりやすさの観点では、囲みの下部のフロー図をご覧いただければと思いますが、現在3つの計画の基準年や計画期間がばらばらでございまして、それぞれの関係もわかりづらいというご意見をいただいたところでございます。特に第二次環境計画では本年が中間年に当たりまして、当初は中間見直しを進めていたところでございますが、先ほどご説明しましたとおり、地球温暖化対策を強力に推進し、それを区民の皆様によりわかりやすく発信していく観点から、今回区全体にかかわる第二次品川区環境計画と、品川区地球温暖化防止対策地域推進計画を1つにまとめ、新たな計画として全面的に見直すことで策定作業を進めているところでございます。一方、区が一事業者として実施します品川区地球温暖化対策実行計画につきましても、新たな目標を定め、さらなる推進を目指してまいりたいと考えているところでございます。なお、名称につきましては、資料では仮称で示しておりますが、現在よりわかりやすいものとして、現在検討を重ねているところでございます。

さて、新たな計画につきましては、先ほどご説明しました現行計画の振り返りに加えて、国、都の環境施策に関する動向を踏まえた結果、まずは区として地球温暖化対策に力を注ぐ必要があると考えております。そこで資料の右側に移りまして、項目4、新計画の方向性についてご説明いたします。

方向性を検討するにあたりまして、まず区として力を注ぐべき地球温暖化対策にかかわる現状分析をいたしました。

資料の一番上の囲みの部分をご覧ください。

二酸化炭素排出量についてですが、2年連続で減少しているものの、現行計画の目標は非常に困難であります。また、家庭部門と業務部門が占める割合につきましては、それぞれ約27%、48%と高く、合計で約75%を超えているところでございます。一方、産業部門等につきましては、排出量の合計が約25%以下であります。次に、エネルギー使用量につきましては、平成22年度を基準にいたしまして、平成26年度では約19.7%減少しております。また、家庭部門のエネルギー使用量は、人口・世帯が増加しているものの、5.5%の減少、業務部門のエネルギー使用量は、床面積の総量としては増えているものの、床面積当たり14.5%減少していることがわかってまいりました。

これらを踏まえ、次の囲みの重点を置く対象・内容について、区が一番に挙げるべき取組みにつきましては、地方公共団体として、区民にじかに接している立場であり、また、2027年から2033年が品川区の人口のピークであるとされているといった観点から、まず家庭部門に対する対策を重視していくことを考えているところでございます。次に事業所、官公庁など、業務部門のうち特に環境に対する取組みを手厚くすべく、中小事業者への支援を実施していくこと、また、地球温暖化全般の対策として、気候変動に対応した快適な暮らしの維持に対応すること、また、新たなエネルギー導入によるエネルギーの低炭素化・多様化を推進していくことなど、重点に置いていきたいというふうに考えております。

そこで一番下の囲みにありますとおり、対策の方向性といたしましては、さまざまな角度から普及啓発を展開し、「いつもの暮らしが低炭素な暮らし」となるような行動を促すこと、区民や事業者が行動していくための情報やツールの提供などによりまして、引き続き推進していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、今後の新計画の骨子についてご説明いたします。

初めに(1)目指す将来像の検討にあたりましては、上位計画で区全体の将来像として、「輝く笑顔住み続けたいまちしながわ」があり、それを実現するための5つの都市像の中で、環境分野につきましては、次代につなぐ観光都市が最もかかわりの深い項目となっております。次代につなぐためには、行政だけ

ではなく、区民や事業者と一体となり、考え、行動し、意識を高めていく、そのような思いから、新計画では「みんなで創り育てる環境の「わ！」」を目指す将来像としていきたいと考えてございます。

おめくりいただきまして3ページ目、ご覧ください。

(2)基本目標・共通目標についてご説明いたします。新計画では、基本目標5つと共通目標1つを定め、各種事業を展開してまいります。それぞれの概要についてご説明いたします。

基本目標1「「低炭素なくらし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）」では、区内で暮らし、また働く全ての人の日常生活で地球温暖化対策が定着し、より快適な生活にもつながる低炭素な暮らしや、仕事、まちの実現を目指してまいりたいというふうと考えているところでございます。新たな施策例といたしましては、省エネ診断の普及促進と連動した支援制度等を考えております。また、シェアサイクルにつきましては10月18日から実施され、日ごろの生活、日常生活や業務のほか、環境目的の移動手段としても利用し、今後はサイクルポートの拡充や他区との連携を図っていくものでございます。

基本目標2「「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）」では、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任に応じて、より一層ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいくことにより、さらなる循環型都市の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。新たな施策といたしましては、近年食品ロスが注目されておりますが、今年度からしながわECOフェスティバルにおける食品ブースの小盛り対応を実施しておりますけれども、フェスティバルにおきますさらなる事業展開や、新たな事業の取組みも検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、基本目標3「「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）」では、海や川、まちの緑をつなぎ、広域的な環境や景観の骨格を形成するとともに、水と緑の多様な機能を多様な担い手・手法で守り、活かすことで、区民の住み続けたい、そして観光客の訪れたい「水とみどりがつなぐまち」を次代につないでまいりたいと考えているところでございます。施策といたしましては、これまでも目黒川などの栈橋の整備等行ってまいりましたが、引き続き水辺に親しめる場所をふだんの生活や観光で利用できるよう、また、非常時の輸送拠点にもなるよう、整備を進めてまいりたいというふうと考えているところでございます。

基本目標4「「すこやかで快適なくらし」を実現する（生活環境）」におきましては、清らかな水や空気など、潤いと安らぎを感じられる健やかで快適な暮らしの実現を目指してまいります。水質や空気、土壌などの環境は、日常生活のベースになるものでございますので、大気測定や騒音測定など継続して状況を監視してまいります。

次に、基本目標5「「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）」では、品川区の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、区民が安らぎを感じる都市景観の形成を進めてまいりたいと考えております。先ほどの基本目標3で整備する栈橋の活用等によりまして、環境に配慮した船を使用した舟運事業を開拓し、定着させることで、区民の地域への親しみをより深めるとともに、環境施策とともに連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に全ての基本目標の土台となります共通目標としまして、「「日常的に実践するひと」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）」では、区民、事業者、区、それぞれの責務と役割を果たすため、環境保全に関する取組みをより身近なものとして浸透させ、環境を通じて地域や世代を超えた新たなコミュニケーションを創出するための、「日常的に実践するひと」の育成に取り組んでまいりたいと考えております。区民の環境学習と体験の機会をこれまで以上に増やすことで、環境啓発をより進めていくために拠点となる施設の拡充、あるいはソフト面での対応等を検討していきたいというふうにご

ているところでございます。

基本目標、共通目標については以上でございます。

次に右側に移りまして、項目6としまして策定のスケジュールについてご説明いたします。

計画の策定にあたりましては、平成23年度を準備期間といたしまして、区民、事業者の方へのアンケートを実施して、基礎資料を収集してまいりました。平成29年度は区の課長級によります環境対策庁内会議と、学識経験者、区民、事業者で構成する環境計画等改訂協議会、2つの会議を開催いたしまして検討を進めてまいっておるところでございます。4月にそれぞれ第1回目を開催いたしまして、改訂の概要、骨子、スケジュールについて確認してまいりました。以降、表にありますように8月31日までの環境計画等改訂協議会まで、開催のほうしてきておるところでございます。次回、11月、12月の会議で重点プロジェクトや施策の指針、目標、また温室効果ガス排出削減目標など、まとめて素案を作成し、現在の予定では12月のパブリックコメントの実施を目標に、今進めている最中でございます。

なお、冒頭で申し上げましたとおり、新しい計画の詳細につきましては、素案をまとめた段階で改めて建設委員会のほうに説明したいと考えておるところでございます。年度内に計画を完成させ、平成30年4月から新たな計画をスタートさせたいというふうにかけておるところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質疑等がございましたら、発言願います。

○安藤委員

まず、改訂協議会の人数と肩書等があれば教えていただきたい。あとパブリックコメント、毎回要求させていただいているのですけれども、やはり環境問題というのはすごく区民の方も関心の高いところですので、しっかりこの案ができたならば、その案について意見を伺うということであれば、きちんと説明をしたほうがいいと思うのですけれども、説明会開催はやはり必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

あとそれと、説明を伺ってちょっとわかりづらいなと思ったのが、エネルギー使用量は減っているのだけれども、温室効果ガスは増えているというところが繰り返しあったのですが、ちょっとその辺がわからなかったので教えてください。

○小林環境課長

改訂協議会の人数でございますが、18名でございます。学識経験者2名、団体が5団体、区内の事業所が7事業所、また区民公募として区民の方が3名、それから区の部長が1名でございます。

パブリックコメントの件でございますが、まず今回、この改訂にあたりまして、先ほど申し上げましたとおり公募区民を募りまして、環境に関して、改訂に関してご意見をいただくという場をしっかりと設けているところでございます。区民公募の方がしっかりと入っているということで、区民の方のご意見、それから情報については十分発信できるかなというふうにかけておりまして、現在のところ説明会を開く予定はございません。

それから使用量とガスの排出量の件でございますが、ガスの排出量、いわゆる電力をつくるにあたって、例えば太陽光であれば、いわゆる自然エネルギーでございますので、特に二酸化炭素を排出しないといったところが挙げられると思いますが、いわゆる使用量は減っているものの、電力のもとになるようなもの、それがCO₂を発生するというところがございます。その関係で、使用量は減っているも

の、もともとエネルギーをつくるための電源ベースが変わってきているといったところが、大きくその辺でわかりづらい部分があるかと考えているところでございます。

すみません。今ご説明の中で1点、私のご説明の中で1点修正がございまして、先ほどアンケートの話をご説明したかと思いますが、私のほうで平成23年度にアンケートというふうにご説明したかと思えます。すみません。平成28年度の間違いでございまして、訂正いたします。申し訳ございません。

○安藤委員

ちょっと資料にも書いていただければわかりやすかったですけれども、団体とか、事業所とか、どこなのかということと全部教えていただきたいのです。公募区民が3名いるというのはいいとして、大事なことだと思いますけれども、学識経験者というのはどういう方なのかとか、それはぜひ教えてください。

それとエネルギーなどの関係ですけれども、火力が石炭が増えたりとかということで、原発事故とかもあったということもあるのですが、やはり原発はクリーンだ、クリーンだと言われますけれども、そもそもその原発に使う燃料を生成する時点でものすごいCO₂を出したりということが余り言われていない問題ですとか、一旦事故が起こったらそれは環境どころではないということもありますので、やはり私はしっかり自然エネルギーというものをどんどん導入していかないと、この問題というのは本当に完結できないと思いました。今のご説明を聞いて。

中身なのですけれども、新計画策定というところで、地球温暖化対策を温室効果ガス排出削減の計画の主要部分として取り組むこととしたというふうに書いているのです。いや、そうだな、すばらしいことだなと思って中身を見てみますと、非常に何というのでしょうか、それにふさわしい内容になっていないなということを感じました。例えば排出量の、CO₂の絶対量は削減しないといけないうのですけれども、区も自分で分析していますが、排出量の中で47.9%と、約半数を占める業務部門への対策が決定的に弱いと。まず家庭部門だとしているのですが、これはちょっと解せないと。まず業務部門への対策というものを打ち出すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

業務部門では実際排出の内訳というものはどうなっているのか、それもちょっと伺いたいのですけれども、といいますのは、やはりすごく絶対量が増えているというのは、オフィスビルが増えているということなのです。再開発はオフィスビルを相当増やしていて、CO₂の絶対的な排出量がやはり増えていると思うのです。ですからここに対してしっかりと対策をとっていかないと、もちろん家庭部門というか、一人ひとりの、個々の事業者の従業員の努力ですとか、階段を使おうとか、あとは個人が家庭でごみを出さない努力ですとか、節電しようとか、それはもちろん大事なところだと思います。私も結構やっているほうだと自負もしているのですけれども、そういったことをやると同時に、やはり根本的なところでCO₂の絶対量がどんどん増えていけば、そういった努力をしても焼け石に水のようにになってしまうと思うのです。ですから私は言っているのですけれども、いかがでしょうか。

それともう一つあわせて、これからの日程ですけれども、12月の協議会で具体的な温室効果ガスの削減目標が検討されると書いていますが、問題意識としてパリ協定への対応、国と都の計画との整合、区民にわかりやすくというような視点も述べられているのですけれども、実際どのような削減目標で設定されるのか。先ほどちょっと目標達成は困難のような話がありましたが、実際このパリ協定にふさわしい内容になるのでしょうか。その辺をちょっと、見通しといいますか、全くこの目標については書いてなかったのをお願いします。

○小林環境課長

改訂協議会の内訳でございます。まず学識経験者でございますが、区内にあります大学、立正大学と清泉女子大学の環境に関する有識者2名がメンバーとして入っているというところでございます。団体でございますが、区内にあります団体、消費者の会とか、商工会議所の品川支部、あるいは商店街連合会、環境活動推進会議のメンバーとあわせ、町会連合会の会長が入っているといったところでございます。事業所につきましても、これ区内にある事業所でございますが、7事業所でございますが、日本ペイント、学研、東急、ローソン、サラヤ、東京電力、東京ガス、以上の7社でございます。

それから先ほど業務部門、大きなビルに対しての対策は進めるべきではないかというご質問があったかと思えます。大きなビルにつきましては、ご承知のとおり省エネ法等々ございまして、建物ハード面に関しての、それなりの対策というのは小さなビルに比べて幾倍も進んでいるかなというふうにご考えているところでございます。区といたしましては、それら法に基づいて対策を進められている建物以外のところを十分補填していこうというところをご考えているところでございまして、先ほどご説明した家庭部門、あるいは中小企業の建物等々、中小企業に対する対策、事業者に対する対策をしっかりと啓発活動等々を含めてやっていこうというふうにご考えているところでございます。

それから目標の点でございますが、目標値については現在幾つにするか等々について、今検討を進めているところでございます。やはり国、都、また区がそれぞれ連携し合いながら、特に国も都も新たな目標値というものを定めているところでございますので、その中身を十分精査した上で、区として何%に持っていくべきなのか、今目標値を定めている、検討を進めているといったところでございます。

○安藤委員

やはり地球温暖化対策というのは、少し減ったらいいかなという問題ではなくて、全人類的な問題ですよね。ちょっとそれぞれの自治体で真剣に取り組んでいかないと、もう地球自体が住めなくなるというような状況になるので、やはりこれは本当に量を減らしていくというようなことをしっかり堅持していかなければいけないのではないかなと思います。個々のオフィス、最近のオフィスビルというのは規格が随分省エネになっているという話もありますが、ただそういう床であっても、それを幾層にも積み重ねて、床面積を相当、絶対量を上げてしまうと、やはりそれなりの、今までよりも区内のCO₂排出量が増えるということになりますので、私はここに対してしっかりと、例えば再開発ビルによるCO₂排出量を算出して、オフィスを中心に公表する仕組みをつくるですとか、区内の総排出量を抑える計画にしていけないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。伺います。

あと数値目標のところは、少なくともこれから区と都と国の中身を精査していくということなのですが、今、2006年度比25%削減というものを一旦掲げて、それを未達成で破算にして新しい計画というのは、やはり私は違うのではないかと。やはり安易に目標を下げるのではなくて、区内の区民・事業者・区が連携して、CO₂排出絶対量の削減を文字どおり達成すべきなのではないかと。最低限2006年度比25%削減というものは、これよりも下げるということは私はやっていけないと思うのですけれども、そのような数値目標にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小林環境課長

今、2点ご質問ありました。床面積が絶対量増えれば、基本的にはCO₂排出量が増えるということでございますが、先ほど申し上げましたようにそれぞれ大きな建物につきましては、省エネ法の基準の中でそれぞれ配慮しなければいけないこと等が細かく決められているところでございます。その中でちょっと細かい数字等は今持ち合わせておりませんが、以前の従来型の建物に比べれば排出量は相当数減っているといったところはわかっているところでございますので、一概に建物の床面積が減ればそれ

なりに下がる部分ではありますが、増えたからといってそれが全て一気に増えるといったところはないかなというふうに考えているところでございます。それら共存することも課題の1つではないかというふうに考えてございます。

もう1点、目標値でございます。2006年比25%でございます。目標値を下げるということというのは基本的にないと考えておりますが、やはりエネルギー施策が大きく変わっている部分ではございますので、その中で以前の現状と今の現状が大きく変わっているといったところで、しっかりと目標値については定めていかなければいけないというふうに考えておりますが、今委員からご指摘がありましたように、決して基準、レベルを下げてやわらかくしたといったところでの設定は基本的に書かないような形で、一定やはり区としての責任をしっかりと果たしていくべく、数値目標を検討し始めてございますので、その辺が定まった段階では委員会のほうで報告したいというふうに考えているところでございます。

○安藤委員

その数値目標というのが非常に大事な点だと思うのです。まだ検討中だということなので、ちょっと意見の言いようがない点ではあるのですが、ぜひ単位床面積当たりは減少などという表現が結構出てくるので、というよりも、やはり絶対量を下げないと温暖化が進むわけなので、その辺はぜひ区内として、区民、事業者、区が出す排出量を、絶対量を減らすというような目標を持っていただきたいと思っております。それは外さないということで、よろしいのでしょうか。ちょっと確認させていただきたい。

それとあわせて、ほかのところにもいきたいのですけれども、サーマルリサイクルというものを今やっていますが、これCO₂の発生抑制ですとか、大気汚染の観点から見ると問題がある施策だと思うのですけれども、これはちょっとこの環境計画の中で見直しをかけていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

あわせまして、目黒川の水質浄化という話がありましたけれども、私もここは大事だと思っているのです。区民がやはり水辺に親しむにあたって、特に目黒川の浄化というものは不可欠だと思っています。水量が少なく流れが弱いというところという問題はあると思うのですけれども、決定的なのが大雨時に雨水と一緒に汚水が河川に流れ込む合流式下水管の改善、これが進んでいないというのがやはり問題だと思うのです。私はこの計画をつくるにあたって、水質改善というものは非常に大事だと思っておりますし、進めてほしいのですけれども、現状ここは私上流地域を含めた合流式下水管の改善状況、今後の展望も含めて、ちょっとこの計画の中にしっかりその辺も入れ込んでいかないと、いつまでたっても変わらないのではないかという思いがありますので、伺いたいと思います。

○小林環境課長

私のほうからは、まず業務部門のエネルギーの点でございます。先ほどご説明しましたけれども、エネルギー使用量という観点からいきますと、十分下がっているところでございます。14.5%ほど下がってございますので、CO₂の排出量と、先ほどお話ししましたように異なる部分があるかと思っておりますが、十分下がってきているというところでございます。床面積当たりの減少につきましても、先ほどご説明しましたように、繰り返しのご答弁になりますが、対策のほうは進められているかなというふうに考えているところでございますので、特に床面積当たりに対しての基準等を設ける予定は今のところございません。

○工藤品川区清掃事務所長

私のほうからはサーマルの件につきましてご説明いたします。

確かにサーマルリサイクルは、ごみを焼却しますとCO₂、二酸化炭素が発生しますが、清掃

工場ではごみを焼却した際に発生する熱エネルギーによる発電を行ってございます。また、熱供給を行っているということでございます。また、もしごみを焼却しないで直接埋め立ていたしますと、やはり最終処分場の問題がございますので、そういった意味でサーマルリサイクルを進めているところでございます。そのような形でご理解いただきたいと思いますのでございます。

○小林環境課長

すみません。答弁漏れございました。

水質浄化の件でございますが、今、現状の環境計画の中でも水質改善すべく、取組み等々については関係各部署の連携を図りながら進めていくということがうたわれているところでございますので、今後につきましても、新しい計画の中でどういったことができるか、関係課でしっかりと調整していきたいというふうに考えております。

○たけうち委員長

まとめて。皆さんもそれぞれ質疑したいから。

○安藤委員

水質のところなのですけれども、ちょっと私としては先ほどの合流式下水管の改善というものが決定打ではないのかなと思っているのですが、計画を策定するにあたって現状の問題意識として、区としてはどの程度これが水質にかかわっていると考えているのかとか、あと改善の今の状況ですとか、これ区だけでは無理だと思うので、上流の区等も含めてだと思えますから、東京都からも来ていらっしゃると思いますので、その辺もちょっと伺ったので、それはお答えいただきたいと思えます。

サーマルリサイクルは、熱供給ということもありますけれども、それを差し引いても、やはりそういった環境に対する負荷というものはあると思うのです。ただ、最終処分場という話がありましたけれども、そういった点でもサーマルリサイクルは私は中止してほしいのですが、ごみの発生抑制というのはやはり大事だと思っているのです。そういった意味で、セットでやらなければいけないかなと思っています。ごみの発生抑制という点、全てのプラスチックのごみの回収をしなければいけない、やってほしい。それと一般家庭の生ごみリサイクルというものを今やっていないと思うのです。これの実施。あと、そもそもごみにならないような製品をつくらせてもらう必要があると思うので、製造者責任というものを明確にした法整備も必要だと思うのです。そういった国への働きかけなど、こうした取組みもあわせてやるべきだと思うのですけれども、ぜひ計画などにも織り込んでいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

最後になります。あと自然エネルギーが、ちょっと抜本的に区としても評価をしていく計画を立てないと、先ほどありましたエネルギーは減っていますと。でもそのエネルギーを供給する段階でCO₂を出してしまうとなると、なかなかこれも進んでいかないということになりますので、区として自然エネルギーの普及の姿勢というものをここで大きく入れていかななくてはいけないと思うのですけれども、そこでちょっと基本目標の中に見当たらないと思うのです。私はそれはしっかり柱を立ててほしいと思えますし、それはいかがかと。あわせて、それを進めるにあたって、現在の自然エネルギーの補助、これを若干当時よりも弱くなってしまっているのです。それをしっかりと戻す。太陽光発電システム等設置助成制度、これが事業開始した当時の助成額に戻す必要があるのではないかと。そうでないと進まないのではないかとと思うのですけれども、そうした考えをぜひ入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○小林環境課長

まず、水質の件でございますが、環境課では年に4回目黒川、立会川、運河等々、11カ所で水質調査のほうをかけております。その水質調査の中では、水質汚濁指標であります基準というのは、おおむねクリアされているところでございます。一方で雨が降った後のにおいの問題等々、いろいろとございますので、さまざまな対策は今後所管と連携を図りながら進めていければというふうに考えてございます。

もう1点、自然エネルギーの件でございますが、基本的に区有施設につきましては、新築あるいは改修の際に、可能な限り自然エネルギーを活用できるような、太陽光システム活用等々については進められているところでございます。補助につきましても、継続して今進められておるところでございますが、補助率が下がったところにつきましては、そういったような太陽光パネルなどの市場価格が下がったといったところが一番大きな要因かなと思っておりますので、補助につきましても、助成につきましても、今後継続的に進めていきたいと。現状の中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○工藤品川区清掃事務局長

廃棄物の発生抑制という観点で、さらに進めていく必要があろうかと思っております。そういった中、3ページ目の左側の基本目標のところ、やはりごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組むという形で記載しております。こういったものの中で、総合的に取り組んでいくということでございます。

○安藤委員

それぞれどうもありがとうございました。ちょっと自然エネルギーの普及の点については非常に弱い、位置づけが弱いと思いますので、ぜひ基本目標1の中に入るのかもしれませんが、ちょっと改めて柱をつくって進めていかないと、私は地球温暖化防止はできないのではないかと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それと言い忘れましたけれども、パブリックコメントの説明会というものはぜひ、やはり私は必要だと思います。もちろん学識経験者、区民公募の方のお話も聞いていますが、直接そうした方々の案に対して意見を募る意味でも、しっかりとこの計画をまず、こういう計画だということを理解していただかないとやはり意見も出ませんから、これは繰り返し繰り返し、ぜひ求めていきますが、区として何かかたくなに説明会をやらないというスタンスがあるのかどうかわかりませんが、私は非常にそれは遺憾というか、残念なので、今回ぜひやっていただきたいと強く要望させていただきます。

○たけうち委員長

ほかにご質問ございませんか。よろしいですか。

○西本委員

まず、この現行の計画3種類あって、それがわかりづらいということから2つにまとめられるということなのですが、これはできた経緯がちょっと違うなというのであって、そしてこれを2つにまとめるということなのですが、国、都の動向に合わせる形でまとめる、それも含めてこういう形になっているのか、経緯と今後のまとめ方、考え方をもう一度教えていただきたいということが1つと、それから基本目標、共通目標、これは1から5、そして共通目標というものがありますが、細かいことはこれから出てくるのだらうと思いますけれども、非常に難しいなと思っておりますので、まず基本目標1、シェアサイクル、これは始まったばかりなのですが、これ具体的にシェアサイクル1個とっても、品川区全体の取組みとしての捉え方がベースにないと、ただ単にシェアサイクルだったよねというようにな

りそんな感じがするのです。これ1つの例で言っているにすぎないですよということは、それはそれで勝手なのですけれども、ただやはりここで自転車ということをつくるのであれば、この中でもきちんとした交通機関の中での区民に対する啓蒙の仕方という形での自転車の位置づけのような、そういう視点も必要なのかなと思うのですけれども、そういうものが入っているのかどうか。

それから基本目標2の中では、区民・事業者・区、役割と責任に応じてとかなり抽象的なので、どういものが、誰がどういう責任を持っていて役割があるのかというところがわかりづらいなという思いがあるのですが、この辺も整理していくのかなというふうに期待しているところなのです。特に今後重点のところに、家庭部門の対策に取り組むとまず書いてあるのです。これ、今までも家庭部門に関してはいろいろ啓発活動をやっておられると思うのですが、なかなか難しいと思うのです。何かのメリットがないとなかなか難しいかなと。もちろん今までも太陽光パネルであったり、いろいろな補助金等々もありますけれども、それが果たして今まで効果があったのだろうか。効果が本当にあったということで進めるのであればいいのですが、その今までの評価がどういう評価で、今後家庭部門の対策の中に入れるのか、入れないのかというところは、もう少しお聞きしたいなと思っています。まずその家庭部門にというところの、なかなか皆さん取組みのほうまで落とし込むというところが、とても今後の大きな課題でもあり、頭を抱えるところではないのかなと思うのですが、現時点での考え方をお聞きしたいと思います。

○小林環境課長

私のほうからは、現行計画等々を含めた新計画策定の経緯でございます。先ほどご説明いたしましたように、その3つの計画がある中で、名称、中身、それぞれの関係性が非常にわかりづらいというご意見、区民の方を含めていろいろといただいているところでございます。その中できちんと環境としての計画はこれなのだといったところを多くの区民の方にしっかりとわかっていただく、そういうところが今回の改訂では非常に必要な部分ではないかというふうに考えているところでございまして、当初中間見直しだったところを全面的に改訂していくというところが一番大きなところかなというふうに考えているところでございます。

わかりやすくといったところは、なかなか数字だけでは見えない部分もあるかと思っておりますので、読んで親しみやすく、また環境というものは現状このような課題が今与えられているのだというところをしっかりと情報発信できるようなツールとして、今回の環境計画しっかりとしたものにとまとめていきたいというふうに考えてございます。

それと家庭部門に対する取組みでございます。先ほど委員ご指摘がありましたように、太陽光パネル設置助成等々、今進めている最中でございますが、家庭部門で何をしたらいいのかということが非常にわかりづらいといったところもご意見としていただいております。また、その内容も協議会等々でご意見いただいたところでございまして、今回まとめるにあたりまして、行動指針のようなもの、このような行動をすれば電力節電や省エネにつながるのだといったところを指針として何か計画の中でまとめられればというふうに考えてございます。現在そのあたりにつきましても詳細を詰めている最中ございまして、そういうところをわかりやすく丁寧に発信できるように、家庭部門については対策を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○中村都市計画課長

シェアサイクルについてご質問がございましたけれども、公共交通機関はシェアサイクルも含めて、こういったエネルギー効率、自家用車等に比べれば非常にいい、そういった交通機関を使うというこ

との促進についても、何らかの形で環境対策のほうにつながる1つの施策でもございます。その環境対策の中でこういった内容として盛り込むかは今後の検討になると思いますけれども、そういった形で公共交通機関についても考えていかなければいけないというふうに考えてございます。これは対策の方向性ということでも、区民や事業所の方々が省エネの取組みの中でこういった取組みをしていくのかと、そういった方向性を示すものの1つの項目になるというように考えております。

○西本委員

この3つの現行の計画のところで、経緯を教えてほしかった、第二次環境計画の大もと、多分それぞれ大もとは違うのかなと思ったのです。ですからこのように出てきたのだろうと思っているのです。ですから期間も全然違うし、ばらばらになって存在してしまっていると。それが国の動きもいろいろある中で、今回計画にあたっては2つにまとめられる。これは国と都の動きもあるので、それを踏まえながら2つにしますというようなことを期待してしまうのですけれども、多分その大もと、やはりそういうことなのかなと。それでいいのかなど。

それと、行動指針というものがありました。これはすごい大切だなと思っていて、1つでもいいと思うのです。例えばクールビズ、ウォームビズ。この2つ、やはり共感しないとやってくれないというか、わかりにくいのが環境問題で、とにかくどういう、先ほど言った本当に行動です。これをするこのようにいいのだよという。要はネクタイを締めていたけれども、それをとりましょうということで涼しくもなるし、環境にいいのですよという。そういうものを何か品川区も、私たちも考えなければいけないのでしょけれども、そういう区民の人たちが具体的な行動としてイメージしやすい、自分たちのやっていることが環境にいいのですよ、CO₂削減になるのですよというようなものがリンクしてイメージできると進むのかなというようなことがあるので、ここの支援をぜひ、私たちも考えなければいけないと思うわけではあります、ぜひそういう形で、より具体的でわかりやすいという計画であるならば、そういうことが今後求められるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

あとシェアサイクル等々ですが、今回行政視察、これから報告会あるのですけれども、やはり生活ということで考えると、もう少し生活に密着した仕組みづくりというものが必要になるなと感じました。この後の報告会の中でお話をできればと思っていますけれども、もう少し具体的なところを考えていかないと、ここに繋がっていかないのではないかと感じました。

では、先ほどのものだけお願ひいたします。

○小林環境課長

3つの計画のそれぞれ策定経緯がございすが、先ほどご説明しましたように、環境計画というものが一番大きなもとの計画でございすが、区環境施策の基本方針でございすが、まずそれが一番大きなところの軸としてあるといったところで、そのほか2つの計画につきましては、その中でも特に温室効果ガスの削減を計画として定めたといったところが、この2つの計画でございすが、ですから、どちらかというとその環境計画の下にこの2つの実行計画、推進計画が連動しているといったところが、もともとの経緯かなというふうに考えてございすが、

ですから、上の計画が変われば、もちろん下の計画も中身が変わっていかなければいけない部分でもあるかと思うのですが、それぞれ策定年度、あるいは基準年が多少異なる中で計画のほうは進んでまいりましたので、今回それをしっかりと体系づけていこうというところで、今まとめているところでございします。

行動指針につきましての例でございますが、委員ご指摘いただいたような内容も含めて、今後わかりやすいもの、イメージしやすいものをまとめていきたいというふうに考えてございます。

○西本委員

今のご答弁の中で、第二次環境計画が上位なのですね。その下に地球温暖化対策地域推進計画というものがあるという認識でよろしいのですか。違いますか。というのは、期間が第二次の場合は期間10年で平成25年からなのです。真ん中のものは平成22年からなのです。これはどういう関係があったのでしょうか。すみません。

○小林環境課長

温暖化対策につきましては、1つは排出量は2年おくれで基本的には表示されると。データが送られてくるところもございまして、その中で2010年と2013年、それぞれ基準年度が一部違う部分がございますので、そこから10年間とか、そこから5年間とかいったところで差が出るということがあります。実行計画につきましては5年間の計画といったところで、これ5年間、10年間というのは1つの計画をつくっていく上で、国のほうから示された基準のようなものがございまして、その中で1つ定めているというところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

○横山委員

何点かお伺いをしていきます。

こちらの1ページ目の2の(2)、こちら未着手の取組みが9事業あるということなのですが、こちらはどのような事業が未着手になっているのでしょうか。

そしてその次の下のところなのですが、品川区地球温暖化対策地域推進計画のデータの集計、約2年かかるということなのですが、その2年というのは大分長いような気がするのですが、その辺2年かかる理由ですとか、どういったことをやっていらっしゃるのかということをお教えいただけたらと思います。

また、確認なのですが、平成24年、平成25年の増の原因というのは、こちら資料に記載してある東日本大震災以降の国のエネルギー政策の大幅な転換などといったところで捉えてよろしいのでしょうか、お願いします。

○小林環境課長

3点ご質問あったかと思えます。9事業の点でございますが、例えばよくありますのがカーボン、いわゆる他自治体から何か買い取って温室効果ガスを下げるとか、あるいは他自治体とかで再生可能エネルギーを設置するとか、要は他自治体との連携といったところが非常に大きな部分かなと思っております。10年間の計画でございますので、それらの基礎調査等々を踏まえた上で、今後これらの事業も少し動き出すところがあるのかどうかを含めて探っていくといったところでございます。

データの集計でございます。2年間、長いのではないかとご質問でございますが、これ特別区協議会のほうが各電力会社からデータをそれぞれいただきます。特に今現在、電力自由化ということもございまして、今まで東電だけで終わっていたものが、さまざまな電力会社等々から、データをいわゆる引用した上で、それから最終的に東京都内でどれだけの電気使用量があったのか、あるいはその中で品川区内はどれだけ使ったのかというところを集計しているといった話を聞いておまして、その集計に関して2年間ぐらいかかるといったところをいただいているところでございます。我々も2年間長い

のではないかとといったところは特別区協議会のほうに申し入れたところでございますが、なかなかその期間は短くならないというところは回答を得ているところでございます。

それから3点目でございます。増の原因でございます。先ほど委員ご指摘がありましたように、一番大きいところは、震災以降に国のエネルギー施策が大幅に転換があったということが一番大きな要因かなというふうに考えてございます。ただご覧のとおり、平成24年度以降、平成25年、平成26年とだんだん下がり傾向にあるのは事実でございます。やはり節電、電力を使用することに対して節電意識が非常に高まっている原因ではございますので、エネルギー施策がある一方、節電に対しては引き続き努力していかなければいけないかなど。その成果のあらわれかなというふうに考えてございます。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。期間の部分ですとか、こちらの増加の理由、原因ですとか、また、現在節電意識が高まって下がっているということで理解をしました。

もう少し踏み込んだ質問を何点かお願いしたいのですけれども、例えばグリーンリースの普及支援ですとか、あとは水素の利活用をした先進的なモデルのようなものは区内で何かございますでしょうか。もしわかれば教えていただけたらと思います。

また、災害廃棄物の処理に関して、これは計画の中には入っているのでしょうか。お願いいたします。

○小林環境課長

まず、グリーン電力の件かと思いますが、グリーン電力につきましては、例えばECOフェスティバルとか、区内で行いますイベント等々で、グリーン電力を購入いたしまして、実際事業として進めているといったところもございます。約11事業で今年度はグリーン電力を購入いたしまして進めているところでございます。

水素の利活用でございますが、現段階、区内でまず1つあるのが、水素ステーションが今大崎に1台設置されたところであります。今後、水素についてはまだまだ初期投資等々、非常に高いというところもございますので、今後の技術革新とあわせて、どのような方向で進んでいくのか注視しながら、区としてできることをしっかりと把握していきたいというふうに考えてございます。

それから災害廃棄物の処理等々についてなのですが、この計画の中では、現在のところは考えていないところでございます。それらにつきまして、状況に応じて所管等と連携を図っていきたいというふうに考えてございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにご質疑ありますか。

○西本委員

1点、すみません。家庭部門に対する取組みの中にLEDの推進というものは入っているのか、入っていないのかだけお聞きしたいのですけれども。

○小林環境課長

LEDにつきましてですが、今も現在推進のほうを進めている最中でございますので、それら継続するものについては継続するというので、計画のほうにはしっかりとのせていきたいと考えております。

○西本委員

今、庁舎内はLEDに順次かえていくという形で進められていると思うのですが、やはり家庭内もしていかないといけないと思うのです。何かすごく具体的な行動指針の1つにもなれるのではないかなど思っているのです。ぜひともしっかりと推進するという形で、拡大する形で行動指針に入れていただきたい

いなと思いますので、よろしくお願いします。

○たけうち委員長

ほかはよろしいですか。

ちょっと私1点だけ、ごめんなさい。

2ページの右側のところの4の2つ目の表というか、そこに下から2段目と一番下なのですが、「重点を置く対象・内容」として「新たなエネルギーの導入によるエネルギーの低炭素化・多様化の推進」とあるのですが、これは先ほど安藤委員がおっしゃっていた自然エネルギーのことなのかということと、それからその下の「大幅な温室効果ガス削減につながる新たなプロジェクトの導入」とあるので、何かイメージしているものがあれば教えてください。

○小林環境課長

新たなエネルギーの導入でございますが、実は今委員長からお話がありましたように、自然エネルギーのさらなる導入という部分はあるかと思っております。また、先ほど別の委員からもありましたように、今後水素の活用というものも大きな研究の1つではないかというふうに考えておきまして、それらの新たなエネルギーの導入というものは注視していきながら、区としてできることをしっかり把握していきたいというふうに考えてございます。

大幅な温室効果ガス削減につながる新たなプロジェクト導入でございますが、これにつきましては、現在まだまだどのようなものがあるか検討している最中でございますけれども、例えばほかの自治体等の中では、メガソーラーといまして、いわゆる他自治体の土地を使いながら太陽光を使うとか、いろいろな取組みを今進められている最中でございますので、それらのところをしっかりと勉強した上で、区として取り入れられるところを研究していければというふうに考えてございます。

○たけうち委員長

ありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本日の所管事務調査を終了いたします。

3 その他

○たけうち委員長

最後に予定表3、その他でございますが、その他で何かございますか。

○中村都市計画課長

恐れ入ります。配付させていただいております資料のほう、ご覧ください。

戸越・豊町地区のまちづくりについてでございます。こちら本年8月21日に開催の当委員会でご報告をさせていただきましたが、戸越・豊町地区地区計画、また補助29号線沿道の都市計画変更、そして戸越五丁目19番地区市街地再開発事業、こちらの3事業につきまして、地域への説明会の日程等が決まりましたので、報告をさせていただきます。

資料の一番最初のページの中段をご覧ください。

こちらに日時が記載されております。平成29年11月28日火曜日でございます。また、時間、会場については記載のとおりでございます。それから、この中身については、特に前回報告させていただいたものと変更がございませんので、恐れ入りますが飛ばさせていただきます。この資料の一番最後のページになります。裏でございますが、資料の8ページでございます。こちらをご覧ください。

8ページが一番上がスケジュールでございますけれども、こちらのほうで都市計画素案の説明会を行った後に、都市計画法第17条により、12月1日から15日まで、都市計画案の公告・縦覧を行わせていただきます。その後、都市計画審議会を経まして、平成30年3月に都市計画の決定・変更の告示を予定しております。

また、地域への案内のチラシにつきましては、今月、11月の中旬ごろに配布をさせていただく予定でございます。また、地区外の権利者には郵送させていただきます。それからあわせて、広報しながわ11月21日号に説明会の開催案内を掲載いたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご確認等がございますでしょうか。

安藤委員、短くお願いします。

○安藤委員

2つなのですけれども、1つが本文で「このたび、説明会で頂いたご意見等を踏まえて、それぞれ都市計画案を検討いたしました」とありますが、前回の都市計画素案の説明会の意見を踏まえて、何か変更したことはあるのかなのか、伺います。

それともう一つ、ポスティングをやるというお話でしたけれども、先ほどの大崎のほうの都市計画案説明会ではポスティングをやらないのですね。ここではポスティングをやるということなので、ぜひ大崎のほうでもやるべきだったのではないかと思うのですが、その辺は何なのでしょう、違いは何なのか教えてください。

○中村都市計画課長

まず、前回説明会等で出ました意見につきましては、質疑応答でその場で全て回答させていただいておりまして、特にこの内容について変更に至る、そういったものはございませんでした。

それから周知でございますけれども、こちらにつきましては、この地域の、今回説明対象のエリアにつきまして、権利者については全て把握をしまして、そちらについては全てお知らせをすることと、それから広報でのお知らせということになります。説明の対象の方々については漏れはないと考えております。

○安藤委員

ちょっとお伺いしたのは、ポスティングをこちらはするという話が11月中旬と言っているのですけれども、なぜ大崎のほうではポスティングやらなくて、こちらではポスティングをやるのか。いや、もちろんポスティングはいいのです。やってほしいのですけれども、なぜそのような事業によって違いを出しているのかということがわからなかったのでお伺いします。

○中村都市計画課長

ポスティングのほうは、これは主に賃貸にお住まいの方、そういった方も生活に影響があるということで、今回お知らせをする次第でございます。と申しますのも、建替えに伴って家を借りていらっしゃる方、こういった方も将来の自分の住むところについて影響がある可能性があるということで、すぐに建替えが、これに伴って行われるわけではないのですけれども、そういった準備もありまして、お知らせをすることとでございます。再開発のほうにつきましては、こちらはそれぞれの地権者の方がこの計画について発案をして、そしてそれぞれの地権者の方が、例えば土地を貸している方ですとか、その他関連の権利者に対しては、この地区内の直接の土地所有者や建物の土地所有者の方々がその説明を

しっかり行うというところで、違いがあるというふうに認識をしております。

○安藤委員

ちょっと納得いく説明ではないのですが、私は別に戸越がずるいぞと言っているわけではなくて、ぜひ影響を受けるという点では、事業は違うといえども、同じでありますから、ぜひ周知の努力というものはさらにしていただきたい、改善をお願いしたいというふうに要望いたします。

○たけうち委員長

ほかよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、その他で何かございますか。

○古巻防災課長

私から、資料をお配りしております台風第21号、10月22日、23日にかけての台風における対応についてご報告をいたします。

まず経過でございますけれども、そちらに記載のとおりでございます。応急対策本部の設置、8時半に45名体制ですが、最終的には110名まで拡大をして対応をしているという状況でございます。警報等、さまざま出ておりますが、特に16時23分、大雨警報（浸水、土砂災害警戒）ということで発表がございましたので、こちら土砂災害対応のため4カ所の避難所の開設を行い、避難準備・高齢者等避難開始の発令をしております。その後21時、高潮の警報というところがございましたので、高潮対応での避難所の開設、それから避難勧告の発令をさせていただいたということでございます。

日が改まりまして、明け方にかけて多少雨が多く降ったりということで、目黒川の水位が上がっておりますけれども、6時55分、それから8時13分、それぞれ警報が解除になったことに伴いまして、避難勧告等解除になりまして、9時には応急対策本部を解散という流れでございました。詳細は一通りご覧いただければと思います。

避難者に関しましてですけれども、土砂災害対応の避難所についてはゼロ人ということで、高潮対応の浜川小学校のほうで避難者2名が避難されてきたということで、合計2名の方の避難者があったという状況でございます。

また、被害状況についてはそちら記載のとおりですけれども、人的被害は特にございまして、床上浸水（事業所）、これ半地下の事業所ですけれども、1件ありましたが、特にほかでの浸水被害は報告上がっておりません。また、その他について資料記載のとおりで、若干軽微な被害があったということでございますが、大きな被害は特に発生してございまして、特に問題は起きていないということでございます。

台風21号の対応については以上でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご確認等ございますか。

○安藤委員

土砂災害のほうは避難準備ということで、避難勧告まで至らなかったということなのですが、昨今の委員会質疑等で、個々にそういう対象地域の方には電話をするというような対応に改善しましたという報告があったと思うのですが、今回は準備だったから電話はなかったのかどうか、電話しなかったのか。あと立会川のほうでは高潮のほうで避難勧告まで出たと、ちょっと大変な状況だと思うのですが、こちらのほうはそういった電話対応というものはやっていないのか、その辺をお願い

したいと思います。

○古巻防災課長

まず土砂災害のほうですけれども、資料記載にありますとおり、避難情報緊急通知コール、こちらメールと電話でお知らせをするというシステムでございますが、こちらでの通知をしている状況でございます。また、同時に広報車で周辺を広報してまいりました。

高潮のほうにつきましては、そういった世帯の把握等がまだ十分でございませんので、周辺を広報車で回って周知をするという形で広報を行ったという状況でございます。

○安藤委員

わかりました。すみません。避難情報緊急通知コールというのは、何軒かけたのですか。それをちょっと。対象世帯のうち何軒にコールされたのか、それをお伺いしたいと思います。

○古巻防災課長

避難情報緊急通知コールの対象世帯につきましては、土砂災害と浸水、目黒川の浸水被害で約700軒ほど、今登録がございますが、土砂災害だけというのは、今ちょっと数字を持ち合わせておりません。

○たけうち委員長

よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

では、ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

その他で何かございますか。

○古巻防災課長

では、私から、Jアラートの全国一斉情報伝達訓練というものが実施されますので、それについてご報告をさせていただきます。

昨年度も実施されておりますけれども、今年も全国瞬時情報システム、これ通称Jアラートと呼ばれている……。失礼しました。資料はございません。口頭での報告になります。失礼しました。Jアラートと呼ばれているシステムの全国の一斉の情報伝達訓練が実施されますので、その日程等についてのご報告になります。

今年は11月14日火曜日の午前11時ごろの実施ということで、国からの通知が来ております。この訓練は国が行うものでございますけれども、各自治体の防災行政無線から訓練放送が流れるという形で、品川区でも同様に防災行政無線から訓練放送が流れます。内容につきましては、まず放送開始のチャイムが鳴りまして、それに続いて「これはJアラートのテストです」と3回繰り返されまして、その後「こちらは品川区役所です」と1回放送されまして、終了のチャイムが鳴って訓練自体が終了するという流れでございます。

この件につきましては、既に総務省消防庁のホームページで広報されておりますけれども、区でも今後ホームページ、それから11月11日号の広報紙、また町会の掲示板等でも区民の皆様にお伝えをしていくという予定でございます。

Jアラートの全国一斉情報伝達訓練につきましては、以上でございます。

○たけうち委員長

では、本件はよろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後4時16分閉会